

昭和五十年（十一月八日開会）  
第五回臨時会（十一月九日閉会）

# 日野市議会議録

（第三十八号）  
（第三十九号）

日野市議会







昭和五十年  
第五回臨時会

日 野 市 議 会 会 議 録 目 次

○十一月八日土曜日(第一回) 午後一時二十三分開会 午後十一時五十八分延会

出席議員.....1

欠席議員.....1

出席説明員.....2

議事日程.....2

開 会.....5

会議録署名議員の指名.....5

会期の決定.....5

(議案上程).....5

議案第九七号 日野市立百草台保育園(仮称)施設取得の専決処分の報告承認について.....12

議案第九八号 日野市三沢七二三(南平)丁目二十四番地先間配水管新設工事請負契約の専決処分の報告承認について.....19

議案第九九号 日野市立日野第十五小学校(仮称)用地売却契約の専決処分の報告承認について.....40

議案第一〇〇号 昭和五十年度日野市一般会計補正予算(第五号)について.....49

議案第一〇一号 日野市庁舎防音改築工事請負契約の締結について.....49

議案第一〇二号 日野市庁舎防音改築電気設備工事請負契約の締結について.....50

議案第一〇三号 日野市庁舎防音改築給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結について.....66

会期延長の件.....67

延 会.....69

○十一月九日日曜日(第二回) 午前二時二十三分開議 午前二時四十分閉会  
出席議員.....

欠席議員

出席説明員

議事日程

議案第一〇一號

議案第一〇二號

議案第一〇三號

閉会

日野市庁舎防音改築工事請負契約締結の件について

日野市庁舎防音改築電気設備工事請負契約の締結について

日野市庁舎防音改築給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結について

十一月八日 土曜日 (第一日)

昭和五十年  
第五回臨時会

日野市議会議録  
第三十八号

十一月八日土曜日(第一日)

出席議員 (三十名)

|        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |             |        |             |        |        |        |        |        |        |        |   |        |        |   |        |         |        |        |         |        |        |         |             |        |         |        |        |         |        |             |   |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------|--------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---|--------|--------|---|--------|---------|--------|--------|---------|--------|--------|---------|-------------|--------|---------|--------|--------|---------|--------|-------------|---|
| 一<br>番 | 滝<br>瀬 | 政<br>吉 | 二<br>番 | 滝<br>瀬 | 敏<br>朗 | 三<br>番 | 奥<br>住 | 芳<br>雄 | 四<br>番 | 正<br>国 | 大<br>治 | 五<br>番 | 鈴<br>木 | 美<br>奈<br>子 | 六<br>番 | 橋<br>祐<br>子 | 七<br>番 | 板<br>垣 | 正<br>男 | 八<br>番 | 黒<br>川 | 重<br>憲 | 九<br>番 | 林 | 重<br>義 | 十<br>番 | 谷 | 栄<br>吉 | 十一<br>番 | 剣<br>持 | 佐<br>吉 | 十二<br>番 | 石<br>坂 | 勝<br>雄 | 十三<br>番 | 竹<br>ノ<br>上 | 武<br>俊 | 十四<br>番 | 米<br>沢 | 照<br>男 | 十五<br>番 | 市<br>川 | 芳<br>太<br>郎 | 君 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------|--------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---|--------|--------|---|--------|---------|--------|--------|---------|--------|--------|---------|-------------|--------|---------|--------|--------|---------|--------|-------------|---|

|         |        |        |         |        |        |         |        |        |         |             |        |         |        |        |          |        |        |          |        |        |          |             |        |          |        |        |          |        |        |          |        |        |          |        |        |          |        |        |          |             |        |         |   |
|---------|--------|--------|---------|--------|--------|---------|--------|--------|---------|-------------|--------|---------|--------|--------|----------|--------|--------|----------|--------|--------|----------|-------------|--------|----------|--------|--------|----------|--------|--------|----------|--------|--------|----------|--------|--------|----------|--------|--------|----------|-------------|--------|---------|---|
| 十六<br>番 | 秦<br>正 | 清<br>水 | 十七<br>番 | 杉<br>山 | 寅<br>三 | 十八<br>番 | 高<br>橋 | 通<br>夫 | 十九<br>番 | 佐<br>々<br>木 | 昭<br>雄 | 二十<br>番 | 大<br>柄 | 保<br>雄 | 二十一<br>番 | 大<br>下 | 博<br>久 | 二十二<br>番 | 本<br>間 | 久<br>隆 | 二十三<br>番 | 一<br>ノ<br>瀬 | 源<br>作 | 二十四<br>番 | 日<br>野 | 繁<br>枝 | 二十五<br>番 | 吉<br>富 | 重<br>春 | 二十六<br>番 | 三<br>浦 | 重<br>春 | 二十七<br>番 | 飯<br>山 | 孝<br>茂 | 二十八<br>番 | 島<br>村 | 志<br>郎 | 二十九<br>番 | 名<br>古<br>屋 | 史<br>郎 | 三十<br>番 | 君 |
|---------|--------|--------|---------|--------|--------|---------|--------|--------|---------|-------------|--------|---------|--------|--------|----------|--------|--------|----------|--------|--------|----------|-------------|--------|----------|--------|--------|----------|--------|--------|----------|--------|--------|----------|--------|--------|----------|--------|--------|----------|-------------|--------|---------|---|

欠席議員 (なし)



説明のため会議に出席した者の職氏名

市長 森田喜美男君  
助役 前川恒雄君  
収入役 杉本好次郎君  
企画財政部長 加藤一男君  
総務部長 松村清栄君  
市民部長 森久保三次君  
生活環境部長 加藤一郎君  
建設部長 田倉高光君

都市整備部長 中島武男君  
福祉部長 赤松行雄君  
水道部長 成井正天君  
教育長 倉又秀作君  
教育庶務課長 永瀬誠一君  
管財課長 伊藤正吉君  
社会教育課長 坂本金雄君  
建築課長 平井忠君

会議に出席した議会議務局職員の職氏名

局長 中村亮助君  
書記 朝倉敏夫君  
書記 鈴木晴彦君  
書記 荒井一雄君

書記 樫村正男君  
書記 川上輝子君  
書記 安原清美君  
書記 小松恵美子君

議事日程

昭和五十年十一月八日(土)  
午後一時開議

一、 会議録署名議員の指名

二、 会期の決定

三、 議案第九十七号 日野市立百草台保育園(仮称)施設取得の専決処分の報告承認について

- 四、 議案第九十八号 日野市三沢七二三―南平二丁目二十四番地先間配水管新設工事請負契約の専決処分の報告承認について
- 五、 議案第九十九号 日野市立日野第十五小学校(仮称)用地買収契約の専決処分の報告承認について
- 六、 議案第一〇〇号 昭和五十年年度日野市一般会計補正予算について(第五号)
- 七、 議案第一〇一号 日野市庁舎防音改築工事請負契約の締結について
- 八、 議案第一〇二号 日野市庁舎防音改築電気設備工事請負契約の締結について
- 九、 議案第一〇三号 日野市庁舎防音改築給排水衛生空調和設備工事請負契約の締結について
- 追加日程

一、 会期延長

本日の会議に付した事件

日程第一から第九まで及び追加日程一

午後一時二十三分 開会

○議長（大下 博君）

これより昭和五十年第五回日野市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十六名であります。

次に日程第一、会議録署名議員の指名については、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認め、三十番、名古屋史郎君、三番、奥住芳雄君を指名いたします。

次に日程第二、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長の報告を求めます。

（議会運営委員長登壇）

○議会運営委員長（板垣正男君）

御報告いたします。午前中議会運営委員会を開催いたしましたして、日程等について結論を見ましたので御報告したいと思います。

今日の臨時議会の会期は、本日一日限りであります。議案関係は、報告案件三件、補正予算が一件、あと庁舎関係の契約案件三件となっております。報告案件、補正予算関係については、本会議において御審議、結論を出していただくということになると思います。庁舎関係については、総務委員会に付託、御審議をいただくことになりました。総務委員会においても、本日の会期内に審議が上がりますよう御努力いただきたいとい

うことについても、意見一致を見ておりますのでよろしく御審議いただきたいと思います。以上でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大下 博君）

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり議事日程及び会期を決定するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認めます。よって会期は本日一日と決定いたします。

これより議案第九七号、日野市立百草台保育園（仮称）施設取得の専決処分報告承認の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）

臨時議会をお願いするわけでございますが、どうか提案をいたします案件につきまして、十分御審議の上、御承認並びに御可決をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議案第九七号につきましての提案理由の説明を申し上げます。本議案は、日野市立百草台保育園（仮称）の新築工事を施行するものであります。日本住宅公団と日野市との間に保育園施設の譲渡に関する契約を結び、予算の裏付けができてから工事を発注いたしますので、工期その他を勘案して七千五百十八万七千二百円の保育園施設取得の専決処分をした次第であります。

本件工事に關する契約、事務、工事監理、検査等の事務については市が行なうこととなっております。工事については、十一月五日現場説明を行ない、十一月十五日入札の予定であります。詳細につきましては、担当部長より説明いたさせます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大下 博君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（松村清栄君） まことに申し訳ありませんけれども、契約書というのがございます。この中に第一ページでございますけれども、昭和五十一年二月十五日という日に入っておりますが、これを三月二十日に御訂正をお願いしたいと思ひます。第一条です。

提案理由を申し上げます。提案理由につきましては、さきほど市長が申し上げたように、今工事に關連する事務処理は日野市でございます。工事代金のうち公団負担分については、公団が直接支払い、市の負担分については、市が支払うことになっております。工事の施設内容でございますけれども、鉄筋コンクリート平屋建て、延面積は六六六・五平方メートルでございます。保育室六室、遊戲室、事務室、休憩室、医務室、調理室等でございます。請負業者の指名につきましては十一月一日委員会を開きまして、工事施行上の制約等がございましたので、一ランク上のBランクの業者を選定いたしました次第でございます。

らいたいということが意見であると同時に質問するわけですが、こういう中で最近たとえば今回は用地取得、それから施設の取得、請負契約と三件でございますが、昭和五十年並に四十九年度にいろいろな案件に關しまして専決がされておりますが、その案件でいつもその専決のつど何となく専決でなくてもいいんじゃないのかと、やれるんじゃないかと、議会でやれるんじゃないかというふうな気がしている人がだいたい議員の中にもあるように見受けられます。そういう中でその専決の案件で日時を拾い上げて、ひとつ今回の問題にからんで説明していただきたいと、その理由をさらに説明をしていただきたいと、かように思うわけです。なおこの専決をされまうと議会の議員といたしまして、理事者のほうは十分やっておる本人ですから知っておりますが、議員が一カ月も一カ月半も知らないでいるというようなことがあります。市民から、その関係市民からいわれまして、はてどうなんだろうかというふうな、議員で何で知らないんだといわれるようなことも応々に起こっております。現に私もそういう問題に突き当たっているところがあるのでさらに付け加えるわけですが、やはり議員という職務を持っている以上、理事者と同一な歩調の中で知る義務があり、知らなければならぬというふうな考へております。これを一カ月も一カ月半も放っばっておかれてはなはだ迷惑である、こういうことから時間の問題、その他は十分でござる体制にあるというこ

よろしく御審議願ひます。

○議長（大下 博君） これより質疑に入ります。三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） 二点ばかり質問いたします。本件を加えて本日三件の専決処分が出るような予定になっておりますが、先般の専決処分の時に債務負担行為というような問題もありまして、一応問題になったわけでございますが、最近、専決処分が多すぎるというような気がするわけでございます。特に議会というものが従来と違ひまして、最近何だか知りませんが三日ぐらゐの配布の中で開かれるというような状況になれば、例えばこの専決の三件も十月の六日、二十日、三十日、とこういうふうな日で専決するように見受けられますが、三回議会を開けば専決しなくても済んだ、というふうに感じるわけで、時間のいとまがないというふうなことは、もうすでにこういうことから何でそういうふうな方法にして議会にかけて、議会の議決の中で処理するというふうにしないかと、こういう点でございます。議会の歳費も十月から上がっておりますし、金額も議員さんにもう支給されているはずでございます。そういう中でやはり常時議会対応の準備ということは整っておりますので、いついかなる時でも、どうしても急を要するならば印刷等の準備もあるでしょうが、二日ぐらゐあればよいになれば開き得るというふうな考へるので、専決処分はなるべく控えても

との中から、今回の三件の専決に対してまして専決にしなければならぬというはつきりした理由を従来の状況、従来の議会のいままでの質疑の問題等からからみ合わせまして、系統的に説明を願ひたいと、かように思ひます。

それから細かい問題でございますが、契約書の最後の欄に建物の表示というところに床面積六六五と書いてあります。その下に契約に基づく甲の施工持分というのがこれは分敷方式で書いてありますが、これと取得価格との関係はどのようになっておるか、この点につきまして二点目の質問をいたします。以上です。

○議長（大下 博君） 三件一括答弁、総務部長。

○総務部長（松村清栄君） この前の議会におきましても議員さんから指摘がございました。本来ならば第一点のこの百草台保育園の新築工事についての専決処分でございますが、これはこの前の議会に百草台小学校それから第六幼稚園の議案を審議お願いしたことがございます。その時点において提案する予定でございました。しかし御案内のとおり、あそこの保育所にござましてはいろいろ住民との約束等もございました。その問題が解決しなかったわけでございます。そういうことでよくそのめどがございましたものから、この専決をいたしまして、しないと工事も発注できない、こういうふうなことで専決をお願いいたしましたわけでございます。



それから第二番目でございますが、九八号議案でございますが、この件につきましては前の議会運営委員会におきましても説明いたしました。会期中に提案をいたしたいというのを申し上げております。しかし話し合いがそれまで入札その他が間に合いませんでしたので、議会が終わると同時にこの件は専決をもって施行したと、こういう経過でございます。

それから九九号議案でございますけれども、この件につきましては十月の二十五日まで地主との交渉経過並びに同意書を添付して起債、補助金を申請するように、こういう教育委員会からの要望等もございましたので早急にやらなければならぬというところから専決をお願いしたと、こういう状況でございます。それからここにございますとおり、契約書の中の甲の施工部分に係る工事費七千四十万とございます。契約の金額は七千五百十八万七千二百円でございます。これらはすべて事務費その他が入っているということで御了解願います。

○議長（大下 博君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

議会を招集いたしますのは長の責任に基づいて行なうわけでございますが、確かに議会にそのつど御審議をいただくという原則は私も考えておるところでございます。そう今回の提案が例外的であるというふうには思っておりませんが、御指摘の点につきましては今後十分注意をいたしまして、御趣旨にはずれることのないようにやっ

ていく考え方でおりますので御了承をお願いしたいと思います。

○議長（大下 博君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

今、市長のほうから今後気をつけるということでありますので了解するわけですが、議会といたしましてはさきほど言ったように一カ月も一カ月半にもなんなんとする決まったことが議員が知らないでいるというふうなことはなはだ残念なわけでございます。そういうことでもいろいろな関連の中から議会開会につきましては常時対応の態度を取っているという議員の三十名でございますので、でき得る限り審議をしていただいて、専決処分はできる限り少なくするということが善の善であると、かように考えます。専決処分の効力は第三者には及ばないということでございまして及ばないということは第三者に対してたとえ議会で否決されても第三者にはその効力が及んでいるというふうに見受けられますので、もしも議会の中から専決処分したものが否決された場合には重大な問題が起こることの中で、やはりあくまでも専決処分はしないで、議会の議決の中で施行するというふうにしていただきたいと、最後の希望でございます。以上。

○議長（大下 博君）

それでは次に奥住芳雄君。

○三番（奥住芳雄君）

百草台の保育園の建設については、三角地等についていろいろと地元住民とのトラブルも前

々から起こっております。しかしさきほど総務部長の答弁の中で地元との話し合いがついたというふうな話もございましたが、これにつきましてはどのようなことで地元住民との話し合いがついたのかお聞かせを願いたい。

○議長（大下 博君）

福祉部長。

○福祉部長（赤松行雄君）

お答え申し上げます。地元

との御相談は五月来ひんばんにこちらから出向きまして、度を重ねて協議してまいったわけでございます。八月に入りましてから大体三角地点に建てることについては騒音の障害があるというふうなことで反対があったわけでございますけれども、八月に入りましてから条件的なことで保育園の建設を認めていくというふうな事情に変わってまいりました。それで反対されている方は百草住宅は二十五年の月賦というふうなことでございまして、まだ土地建物等についても自分のものというふうなことはまだなっておらないわけでございます。それで市との条件の中で土地にかかわる問題につきましてはやはり全体を管理している百草住宅の管理組合がやはり市と交渉してもらうんだというふうなことに変わってきました。市のほうの相手として御相談を申し上げる対応の相手は二カ所になったわけでございます。一つは百草住宅の管理組合の理事会でございます。もう一つは条件的に賛成しているというグループの二つになったわけでございます。それらの方というところとひざを突き合わ

せましていろいろな要求もございましたけれども最終的には二、三の条件で了解をいただいたと、こういう事情になっております。それで十月の九日に要するに両方とも妥結したと、こういう事情でございます。

○議長（大下 博君）

奥住芳雄君。

○三番（奥住芳雄君）

部長の答弁で概略分かりました。が、その条件を飲んだということでございますので、今後工事にあたりまして地元住民の意思をよく反映していただいて、決してその住民に迷惑のかわらないように進めていただきたい、かように要望して終わります。

○議長（大下 博君）

それでは次に谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君）

私が質問しようと思っておった事項、三浦議員さんのほうから質問が出ておりますのでそれに補足的なことで質問してみたいと思います。と申しますのは最近この問題につきまして債務負担の行為がたいへんふえておるよう感じられるわけでございます。この不況下でさしも大都市である外国でニューヨークでも倒産の憂きめをみております。また国内でも管理に入ろうとしておる各市が出ております。なお福岡の豊前市ですか、これもやはり倒産ということではない。ん市民に迷惑がかかっておる。このような時に、このような時期に専決があまりにもふえるということが目につきますので、その点老練ながら付け加えておきますが、と同

時に日野市の債務負担がどのくらいになっておるか、またこの返済についての勝算がどこにあるのか、それをお聞かせいただければと、このように思います。

もう一点は今回この臨時議会でもたいへん重大な案件が盛り込まれておるわけでございます。それらの中でこの議案書の配布があまりにも切迫した中での配布で、私も検討の余地が非常に難儀になると、もう少し時間を早目に配布したならばもう少し中身の濃い検討ができたわけでございます。これらを今後このようなことのないように市長部局で配慮していただきたい。この二点をお伺いいたします。

○議長（大下 博君） 企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）

第一点の問題についてお答え申し上げますが、御指摘のように債務負担行為がかなり多うございます。今、御指摘の点は非常に多いんじゃないかという御指摘かと思っておりますけれども、これはいろいろな事情がございます。たとえば今御審議をいただいております百草台保育園の問題を一つの例に取らせていただきますと、今、福祉部長が説明しましたように、いわゆる五省協定に基づきますいわゆる公園に建て替えをさせまして建物を建てさせるわけでございます。それでこの償還は年賦償還をいたすわけでございます。百草台保育園の一つの例を取りますならば三年据置の十七年償還ということになっております。したがいまし

つきましては一週間以上の猶予の中で配布をできるように、このように要求して私の質問を終わります。

○議長（大下 博君）

杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君）

いろいろ質問の中で出ておりましたけれども、私も午前中の議運の中で専決処分については若干の意見出して、市長もさっき答弁しておりますが、今後は十分気をつけてほしいと思います。この九七号議案につきましてさきほど福祉部長のほうからいろいろ話がありまして、住民との話し合いがついて工事にかかるんだと、前回話し合いの状況についてはいろいろあったわけですが、やはりさきほども奥住君の言うとおり、十分期待に添うようにということでございますけれども、さらに私は具体的にそれらの条項について予算措置ですか、この中にあるなら説明していただくし、今後住民との要望についてそういう予算的な問題があるとするならば、どこでどういうふうな処理していくか、その点もひとつこの際お伺いしておきたい。これがとりもなおさず住民に対する誠意の問題じゃないか。ただ話の上で妥協がついた、一生懸命努力しますからということではなくて、具体的に予算措置のつくものはどこでどういうふうな予算措置を取られるのか、そのへんもひとつ合わせてお伺いしておきたい、こういうふうに考えております。

○議長（大下 博君）

市長答弁。

どうしてもその二十年間に支払うその行為につきましては議会の御承認をいただかなければならない、こういうことになるわけでございます。そういう面でもひとつ債務負担行為の件につきましては御了解をいただきたいと思うわけでございます。ただ第二点の質問になるかと思いますが、債務負担行為が今いくらかあるかということの御質問でございましたが、今実は数字の持ち合わせがございませんが、のちほどお許しをいただくなればお知らせを申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（大下 博君）

よろしいですか、谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君）

けっこうです。のちほど資料をお願いいたします。二点目がまだ残っておりますが。

○議長（大下 博君）

総務部長。

○総務部長（松村清栄君）

臨時議会に配布する資料につきましては三日前ということになっておりますけれども、今回五日に御送付申し上げる予定でございました。私も添付書類がないかなさろわなかったものですからちょっと遅れました。今後気をつけたいと思います。

○議長（大下 博君）

谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君）

もう一度くだいようですけれども、部長さんやはりその議会議会によってたいへん重要な案件が出るわけでございます。やはりそれを完全に把握するには少なくとも一週間はどうしても必要なんです。ぜひ今後の配布に

○市長（森田喜美男君）

これまでこの保育園のことの経過の中でいろいろと賛成あるいは異論という形でわれわれも

苦慮してまいりました。そして一方には予算がすでにありますことですから早く着手工したいという気持ちもございましたけれども、やはり対住民との了解点に最大の眼目を置きまして、そして十分お話を詰めて、そして全く私の考えとしましては残るところのない約束をいたしまして、そして着工が可能になったという見解でおります。そしてそれらはすべてこれまでの予算の中で執行可能であるという考えで取り組もうと思っております。

○議長（大下 博君）

杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君）

市長の答弁ですと、五十年度予算の中で住民の要望も全部解消できると、このような解釈でよろしいですか。

○議長（大下 博君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

はい。当面そういうふうな考えております。

○議長（大下 博君）

杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君）

考えるというのは、私は責めるとか何かでなくて、分かるんですと言いい方としては、やはりそれだけ住民ともいろいろ問題があった案件でございますので、それだけ住民側も理解してそうなったんですからそれに市

長もやはり誠意を持ってやっていかねばいかんと思えるわけですよ、ですから五十年年度予算の中でやるんならばやると、できないものではない、こういうふうに言った方がやはり親切というかそういうものがひとつの人間社会の一つの成り立ちだと思えますので、考えているんじゃないかと、その辺はどうも頭が悪いのでうまいことは分かりませんが、やはりどうしようとかこの際腹を決めていただいた方がいいと考えまして、それで質問をしているわけですから、その辺をひとつ明確に御答弁をして下さい。

○議長（大下 博君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 建設予算の中で五十年度のす

でにお認めをいただいております建設予算の中で執行可能であるというふうに申し上げておるわけでありまして。

○議長（大下 博君） よろしいでしょうか。杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君） あまりしつこく言うわけじゃないですがそういうことで、予算の中ではすでにこういうものを組み込んであったところというふうなことでありますが、ほかの事業がいろいろあるわけでしょうけれども、ほかの予算を持って来てやるのか何とかそういうことじゃなくて、それだけの問題でも本年度予算の中で消化できると、こういうことですか。

○議長（大下 博君） 市長。

を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）

議案第九八号は日野市三沢七二二一南平二丁目二十四番地先間配水管新設工事及び消火栓設置工事を施行しようとするものであります。十月十三日指名八社により競争入札を執行した結果、浅野工事株式会社が最低価格で落札いたしました。本工事は程久保川の取り付け関係との関係があり、急いで施行する必要があったので契約締結の専決処分をした次第であります。詳細につきましては総務部長より説明いたしますのでよろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大下 博君） それでは関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（松村清栄君）

この工事は既設団地電建、鹿島、三井、多摩みなみが丘、南平の給水に伴う既設配水池までの配水管及び程久保橋橋梁を以下の工事の配水管の新設工事と消火栓の廃止、設置する工事でございます。配水管は直径四〇〇ミリ一七メートル、それから直径三〇〇ミリ六一メートル、直径二〇〇ミリ三七メートル、配水管の材質はラクタイル、右折管及び一部鋼管でございます。なお提案理由にもありますとおり、本工事は東京都の程久保橋橋梁改良工事に伴う配水管でございます。これらの工事と同時に施行されるもの

○市長（森田喜美男君） はい。

○議長（大下 博君） 杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君） でなければけっこうです。

○議長（大下 博君） 次に、林重義君。

○九番（林 重義君） 私、奥住議員と杉山議員の質問によって福祉部長なり市長の答弁で了解いたします。

○議長（大下 博君） ほかにございませんか。なければこれをもちて質疑を終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題になっております、本件については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君） 御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければ意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君） 御異議ないものと認めます。よって議案第九七号、日野市立百草台保育園（仮称）施設取得の専決処分の報告承認の件は原案どおり可決されました。

これより議案第九八号、日野市三沢七二二一南平二丁目二十四番地先間配水管新設工事請負契約の専決処分の報告承認の件

でございます。以上でございます。

○議長（大下 博君）

これより質疑に入ります。

○二番（滝瀬敏朗君）

この問題につきましては別に異論はないんですが、これを見ますと、この議会でも多く今まで言われてきたんですけれども、地元業者をなるべく選定しない、というふうなことをいろいろな角度から言われておりますが、この業者を見ますと地元業者が全然入っていない、こういうふうに見受けられるわけですが、この理由をひとつ述べていただきたい。

○議長（大下 博君） 答弁、管財課長。

○管財課長（伊藤正吉君）

お答えいたします。一応この工事につきましては非常に水道部のほうの要望もございまして、非常に施行が程久保川の取り付け等がございまして、非常に工事がむずかしいとそういうようなことで一応Aクラスあるいは、Bクラス業者を中心に選定したわけでございます。御質問のような御趣旨につきましては、一応そのほかの神明上とかその他の工事につきましては極力地元業者を入札に参加させまして、それで地元業者の方が取ってやっているわけですが、たまたまこの件につきましては、さきほど申し上げましたように非常に特別な技術を要するというところでございますので、このような指名業者になったわけでございます。

○議長（大下 博君）

滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）

地元の業者じゃそれだけの能力がない、こういうことですね。A、B業者から取ったと、地元の業者っていうのはどのランクに当るんですか。

○議長（大下 博君）

管財課長。

○管財課長（伊藤正吉君）

地元の業者につきましては私どもの方の指導もまずいわけでございますけれども、東京都の経営審査事項というのが毎年必要なわけですね。それで市内の業者の水道につきましては経営審査を取っているのが二社しかございません。それもDクラスでございます。ですから一応それ以外の業者につきましては経営審査を取ってございませんで、なるべく取っていただいて、工事の施行能力そういったものをやはり出していただきたいということで業界の方にはお願いしているわけでございます。以上でございます。

○議長（大下 博君）

次に、三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

何点が質問いたします。まず第一に、この本管の配管によりまして、一応一月三十一日まで計画どおり行けば終了しまして一月三十一日から二月の一日ころから給水でき得る状況になる、こういうふうになるわけでございまして、今後断水等につきましては地元の配水もあると思います。なおさらにその中に進みまして、この本管をさきほど部長がみなみが丘、並びに南平とか南平台のことでしょうが、そういうことをおっしゃっておいりましたが、この赤線の図

面を見ますと、みなみが丘のタンクまでというふうになっておりますが、今回の工事の説明に南平台の配水池までというふうに言われましたが、その間のみなみが丘のタンクから配水池までの工事の中に入っているのかどうかと、その点まず一、それから二点といたしまして、給水をしまして一応簡易水道でやっているものと見受けられますが、その時の使用の問題をどのようにするか、具体的に言いますと地下水のくみ上げをやっておりますので、そのくみ上げと都分水との関係がどのようになり、料金系統につきましてはどんなふうになるか、この点の説明をしていただきたいと思います。作るとなれば住民が早速都の水が来るんだけど一体どんなふうな金になるんだろうかと心配するものと思われまして念のために聞いておきます。

○議長（大下 博君）

答弁。水道部長。

○水道部長（成井正夫君）

それではお答えいたします。この工事の周辺の所でございますが、これはみなみが丘の現在あります。給水タンクの所まででございます。さきほど総務部長の報告で私は聞き聞いていなかったわけですが、もしも南平台というふうに言いましたらそれは間違いでございます。それからこの工事を一応実施をいたしますが、そうしますとそれからすでに南平台の受水槽ですか、これにはすでに管が続いておるわけでございます。そういう中で今までもみなみが丘のそのタンクからは何か水が不足すると、故障で足らないという

場合にはその現在専用水道というふうになっておるわけでございますが、そこから水をもらっていたということでございますが、今後本管が通りますして市のほうの市と言いますか、都の財産でございますが、私どものほうの担当こういうことになりまして、そのいわゆる親メーターと申しますか、元のメーターでもってやはり使われたいいわゆる水量に對しましては、都の料金でいただかなければならないんじゃないか、そういうふうにおもっておるわけでございます。ただ将来におきましては南平台の地域全域にわたりまして配水管の布設の計画こういうものを持っておるわけでございますが、そうなりますと全部直結とこういうことになりまして料金の体系が変ってくる、こういうことになると思います。

○議長（大下 博君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

東京都の料金の体系を見ますと、一三ミリとか一六ミリですか家庭配管と同じようなものならば大体了解できるわけですが、この設計によりまして一五〇ミリというような設計、確か南平台の所へ行ってるのは一五〇ミリぐらいだと思ふんですが、そうなるのと三倍も四倍もの金がかかるということになります。三倍ぐらいの水道料金を払わなければならぬということになります、非常に住民の負担が重くなるということも見受けられます。しかもですね、南平台のほうと同時に本管を布設あるいは家庭配管にまで工事が

できるんならばこれは一般と同じでございますが、なかなか一年ないし二年あるいは、三年かかるかわからない、というような状況でございます。各家庭の個人負担もかなりになりますので相当な金額になるといえば、やはりそう簡単には引けないものと思います。そういう中で都のいわゆる大きなメーターから出た金額ではたいへんな額になるので濁水等によってたぶん使うものと思います。そういう時に同じ日野市にいながら同じ税金を払っているが、しかもそういうような状況の中で三倍も四倍もの水道料金を払うというならば、これは住民負担が非常に重くなり住民の苦情も出てくると、今から考えても火を見るよりも明らかであります。そういう中でそういう場合のメーターが東京都がどうしてもまけてくれない場合は、日野市で一般財源から補助をする意思があるかどうかその点をひとつ伺いたいと思います。それからついでに聞きますが、地下水の問題をどのように扱うかということ、さきほど聞いておりますがまだ回答がございませんが、みなみが丘も南平台も鹿島台もみんな地下水を一応使っておりますが、その地下水をシャットするかどうかその辺の回答をお願いいたします。

○議長（大下 博君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

都水道に一元化をいたしました。再委託によって市が責任を持ってやっておりますが、私どものまず第一に考えますことは、日野市民にかなる場合と



いえどもその水の不足をさせないこと、これが一番大切だろうというふうに考えておりました、したがってそういう考え方に基づいての東京都水道局にお願いをいたしましたので、そして既存の専用水道で給水をしておる団地がいくつもありますので、そこに少くも何か不測の場合に水がとだえるということがないよう、ということを前提に考えて、今いわゆる既設団地の専用水道の受水槽に貴重な水を送ろうということをお願いして工事を進めております。東京都もたいへん協力的にこれを取り組んでいただきました、着々とやっておるわけなんです、今三浦議員が御指摘になりましたような、また具体的な問題が伴って出てまいります。それらにつきましては十分協議を行ないまして、住民に余計な負担や不便がないように今後お話しをしていきたいと、こういうふうに原則的には考えております。それから要するに中間の三恵水道という給水業者がいるわけですから、そこが水をつまみ買って住民に供給をする、こういうことになろうかと思えますから、ただちに住民の方に今まで以上の料金の御負担があるというふうにはならないかと思えますが、ただ三恵水道自身もこれらの問題につきましては心配を持っておると思っております。今後東京都の水道局との協議の中で不公平のないように、また支障のないように話しを詰めていく考えております。以上であります。

○議長（大下 博君） 水道部長。

うことか、どうか具体的に何か言われないので、さらに追加質問いたします。

○議長（大下 博君） 市長。

○市長（森田喜美男君） まだ協議を必要とする部分が、今後の問題になりますからあまりはっきりは答えられないかもしれませんが、要するに受水槽まで水の湯水等に支障がないようにまず運ぼうということをお私に考えておるわけでありまして、現在の水道が料金も安く、住民もそのほうが当分いいとおっしゃるならば、やはりこれは存続するでありましょうし、しかしいずれはやっぱり都水道、すなわち市が受託をしております水道に、共通につけ替えといいますか移管替えをすることが今後の問題になってまいりますから、そういう今後の協議の中で、住民の方にも御不便のないように、それから不公平がないように、そういうふうにやっていると、こういうふうに考えておるわけでございます。

○議長（大下 博君） 水道部長。

○水道部長（成井正夫君） ちょっと説明はつきりしないで申し訳ないんですが、当面はやはり必要な、不足して必要な場合にだけ給水をする、こういうことになります、今後現在の専用水道の管では、これは市のほうのいわゆる水が通った場合に、水圧その他関係で耐えられないとか、あるいはま

○水道部長（成井正夫君） 現在専用水道で使われております地下水源のことでございますが、これにつきましては市の本管を布設替えを終わりました、全面的に直送なり切り替えと、こういうことになった時点ではそれは使用しない。切り替えますので使用しなくなる、そういうことになろうかと思えます。

○議長（大下 博君） 三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） ちょっと住民の人は、本管ができる今度地下水がなくなっちゃうんじゃないかと。そうなる料金体系もどうなるかということ心配してゐるわけなんです。そこで何かちょっとはっきりしないんですが、地下水をいつシャットするかという問題ですね。つなればシャットするということも聞えるし、全面的に使えようになつたらシャットするということも聞えるし何かあいまい模綯としてゐるんですね。そこいらをもう本管をつなげて通水ができた地下水は取りませんと、もうこれで全部都分水でやりますというふうなのか、あるいは湯水の時だけメーターを動かして、あとはそれで間に合うならば、そのまま置いておきますというか、その点をちょっと説明していただきます。なお、じゃ、さきほど市長が答えた回答の中で、料金につきましても、要するに一般市民が払つてると同じような方向で検討するとい

た非常に規格に合っていない、こういうようなこともございまして、大体そういう状況でございますので、これについては布設替えをする。全面的に布設替えをした時点におきましては、現在使っております専用水道の水源は全面的に止めて、そして市のほうの水一本にする、とこういうことでございます。

○議長（大下 博君） 三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） 住民としては、こういう本管が行つてると湯水の時も安心だし、また水道もよく使えんというふうにももちろん考えたわけでございまして、またそれでなければ工事をする必要はないということになります。そういう中から例えば水道部長は承知と思いますが、南平台の九号、十号、十一、十二、十三と、ここいらは南平台のいわゆる専用水道の構造と申しますか、その関係からその五つの号栓にわたって現在ほとんど水圧がなくて水が使えないというふうな状況になつてると。まあちょろちょろ出るぐらいのものだというふうになつてゐるので、たまたま水道部のほうにも交渉があつたと思ひますが、この拡張計画をするに当たりましては、やはり同時に十三号まで、九号から十三号ぐらゐまで何らかの方法で、みなみがおかからの落差を取って、水が十分に出るように処理していただきたいという要望もあつたものと見受けられます。また私も承知しているわけなんです、そういう中で何かどうしてこの方法をやれなかったか、あるいはやらなかったか、こ

の点について、どうせついでですから何かできるものならや  
てやるのが当然であるとかように考えるもので、その点につ  
きまして御質問いたします。

それから長くなりますので、もうこれで終わりますが、最後  
に質問といたしましてこれができて南平台はいづころ本管布設  
その他いわゆる正規のルールにのれるような都の一元化にも  
ていくかどうか。いづころやれるかどうか。それからみなみ  
おかはそのままそっくり移管ができるものかどうか。移管が  
できれば料金の問題はなくなると思いますが、したがってそ  
っくり移管ができるかどうか、その点につきまして質問いたし  
ます。

○議長（大下 博君）

水道部長。

○水道部長（成井正夫君）

南平台の早期の水道布設で  
すが、切り替え移管、これについての請願ですが、これも市の  
議会のほうにも出ておりまして現在委員会に付託中でござい  
ますが、それらの中で私どものほうとしましては、南平台が非常  
に切り替えといえますか、移管、われわれのほうのいわゆる本  
管布設の計画に一番合っているものというふうに考えまし  
てこれらについては、東京都のほうの水道局、多摩対策本部の  
ほうと従来から検討してきたわけでございますが、いづれに  
いたしましても、内容的に管の布設状況その他非常に把握がで  
きない。管の種類にしましても明確でない、こういうようなこ

の間に十分検討していただいて不公平のないような料金の問題  
から住民のトラブルが起こるようなことのないように意見とし  
て申し上げておきます。

○議長（大下 博君）

ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。おはかりいた  
します。ただいま議題になっております本件については、委員会  
付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありません  
か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認めます。よ

って本件については委員会付託を省略することに決定いたしま  
した。本件について御意見があれば承ります。なければこれを  
もって意見を終結いたします。これより本件について採決いた  
します。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認めます。よ

って議案第九八号、日野市三沢七二三ノ南平二丁目二十四番地  
先間配水管新設工事請負契約の専決処分の報告承認の件は、原  
案のとおり可決されました。

これより議案第九九号、日野市立日野第十五小学校（仮称）  
用地買収契約の専決処分の報告承認の件を議題といたします。  
理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

ともございまして、できるだけ早くわれわれのほうとしては解  
決をしたいということで折衝しておったわけでございますが、  
東京都のほうとしても大体私どものほうの意向を考えまして南  
平台のみならず鹿島、電建、そのほか梅ヶ丘といろいろあるわ  
けでございしますが、その中で一番早く布設替えをしなければど  
うしても現在のままでは移管、受理ができないんだと、こうい  
うふうな結論に達したわけでございます。そういう中で来年、  
都のほうの予算の関係もございまして、この専用水道の關係に  
ついては、五十二年以降、五十二年度から、こういうことで  
五十二年度の計画の第一ということで、都のほうと現在話が太  
体についておるとこういう状況でございます。そういうことにな  
りますと、あそこへ集中的に予算を向ければ一年で全部できま  
すかどうかはつきりは私は言えませんが、いづれにしまし  
ても一年あるいは二年、こういう布設替えの中で、そのあと全  
面的に切り替える、こういうことになろうかと現在では思っ  
ておるわけでございます。

○議長（大下 博君）

よろしいですか。三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

最後にこれは意見になるか  
と思いますが、今言っておきます。いづれにしても本管が議會  
の議決の中で工事に移り、一月三十一日には着工だということ  
になりますと、早速ことによると一月時期ですらから漏水等によ  
りまして料金の問題が出てくると思います。したがってそ

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）

議案第九九号につきまして、

提案理由の説明を申し上げます。本議案は日野市立日野第十五  
小学校（仮称）用地の買収契約の専決処分の報告であります。

買収予定面積一万三千四百平方メートルのうち、今回買収八千  
三百四十六平方メートル、取得金額四億五千八百八十八万三千三  
百一十円で、用地の買収をいたしましたので、本議会に報告し、  
承認を求めるものであります。詳細につきましては、担当者よ  
り説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（大下 博君）

関係部長から詳細説明を求めま

す。総務部長。

○総務部長（松村清栄君）

提案理由にもございました

とおり、第十五小学校用地といたしまして、これは仮称でござ  
います。日野市立潤徳小学校の児童急増によりまして、過密  
状態の解消のために第十五小学校（仮称）用地として八、三四  
六平方メートル、四億五千八百八十八万三千三百一十円、この金  
額をもって買収をするものでございます。さきほど市長からも  
お話がございましたとおり、この第十五小学校の用地といたし  
ましては一二、四一二・二五平方メートルを予定いたしております。  
そのうちの八、三四六平方メートルでございます。残り  
の未買収につきましては現在交渉中でございます。しかし地主  
からは買収に応ずる同意書はいただいておりますが、例えば公

団等につきましては、まだ値段あるいは面積の測量等も終わっておりませんので、とりあえず、買収した面積のみ専決をいたしたわけでございます。以上でございます。

○議長（大下 博君） これより質疑に入ります。滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君） この程久保、第十五小学校の買収につきましては、いろいろ御苦労なされたわけでありますが第一候補地の程久保を買収できるというふうな、また地主さんも売ってもよろしいというふうな話を聞いておったわけであります。そこで第二候補地のこの用地が買収されたというふうなことで専決されたのでありますが、私お聞きしたいのは、第一候補地の要するに面積と価格、それからこの第二候補地といひますか仮称十五小の用地買収の今度なされた面積は一三、〇〇〇平方メートルというふうな、最終的なあれであります。これが総額幾らになるか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大下 博君） 総務部長。

○総務部長（松村清栄君） 二点目のことにつきましてお答えいたします。合計いたしますと五億四千三百七十一万九千五百三十一円でございます。ただ公団分がまだ決定しておりませんので、公団分を除外した価格でございます。公団分としては一八七四・二五平米でございますが、この分は価格はまだ決定いたしておりません。そういうことからそれ以外の分とい

たしまして、五億四千三百七十一万八千五百三十一円、これが公団を除いた総額でございます。以上です。

○議長（大下 博君） 第一候補地のことについて市長。

○市長（森田喜美男君） その初めの候補地として交渉を始めました場所につきましては、すでに相手の方に断念をせざるを得ない、別途の御協力をいただける立場の方には別途ひとつ考えさせていただくというふうに申し上げておるわけでありまして、したがって比較ということは必要ないと思っておりますけれども強いて比較をしますならば、約、当初の予定地は傾斜地でもありますので、七千坪程度を考えていた。それで金額にしますれば約七億円近い価格になったであろう。それから造成の経費がこれがかなか算定が難しいところでありましてけれども、坪について当初の場所は三万円とかあるいは五万円とか相当膨大な価格がかかるということですから、価格という点を比較しました場合に、今回取得し得る候補地のほうが、経費の上でも造成の上でも適当であるというふうに言えると思っておりますし、それから通学区を編成します場合に、何とてても子供の通学時間がせいぜい十五分以内でほとんどすべての範囲の子供が通学できるという利点があるところというふうに考えております。

○議長（大下 博君） 滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君） 市長は第一候補地については買

う意思がなかったというふうなお話ですが、私、素人ながら考えますのに片方は要するに市街化区域で宅地であります。片方は調整区域でありますので、恐らく坪単価といたしまして半分以下で交渉がなされたのではなからうか。そんなふうな話も聞いております。これは委員会で篤と審議をされなきゃならない問題だと私は思っております。したがって私はこの問題についていま、少しははっきりした数字をひとつ表わしていただきたいと思ひます。説明をしていただきたいと思ひます。

○議長（大下 博君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 今お答えいたしました概算の比較におきましても、はっきりある種の判断は可能であると思ひますから、契約が成立しないものと比較をするということは私はやるべきではないと、つまりわれわれの申し上げていることを御信用をいただきたいと、こういうふうにお願ひをいたします。

○議長（大下 博君） 滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君） 今、申し上げたようにこれは専決でありますので慎重に審議をしなければいけないというふうな考えております。市長は概算としてこちらのほうが、今度新しくされたほうが安くあがるんだというふうな答弁であります。納得いかないんですね、これでは。もっとはっきりした坪いくら、大体第一候補地についても金額が出て地主さんは売っ

てもよろしいというふうなことになったと思うんですね。そういうふうなことがあったと思うんです。ですから私は聞いています。ですからこの問題を審議し、議決するにあたってはそういうはっきりした比較を出していただきたいと思ひます。（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君） 市長。

○市長（森田喜美男君） お話しをしておりますとおり、何か売ると言ったものを買わなかったということではないわけですし、話し合いがわれわれの願ひをするところになります。でしたから断念をいたしますということをはっきり申し上げてそして別の場所に交渉を始めたわけでありまして、今さら比較をするということとはかえって必要のないことであると、こういうふうにお考え願ひたいと、かえってそういうことは適当でないと思ひます。

○議長（大下 博君） 滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君） 私は第一候補地の代表の方からも聞いております。売ってもいいんだというふうな、成立したんだというふうな話も伺っております。したがって今のような質問をしているわけです。市長が買う気がなかったということと済ませてしまえばそれでいいんですが、しかしながら今の情勢をみまして、少しでも緊縮したこの財政におさめていくにはやはり学校用地を買収するにしても少しでも安く買っていくかな

ければならないということが私は前提だろうと思うんです。したがって今の問題ぜひ数字的にはっきり出していただきたい、こういうふうに要望します。

○議長（大下 博君） 今、市長としては契約をしたわけではないから過程の中から比較にならないからいいないといっておられるわけですね。滝瀬議員はその過程でもよいから出せということですか。

○二番（滝瀬敏朗君） そうです。この第一候補地の買収の時に、第二候補地にかかった時に、第一候補地は学校用地として買わなくても市で買うんだというような地主さんと約束をしているんですね。そういう面もあるんです。これは買うんですか、買わないんですか。買うという約束をしているんですよ、地主さんと。

○議長（大下 博君） ではその面だけ、市長。

○市長（森田喜美男君） 成立しなかったからして買えなかったわけですし、それでこちらをお願いをしている線にまとまっていただけでは学校を建てるというとは別途といたしまして、今後その用途につきましても協力をしていただいた方々に対してお応えをできるようなことをやりたいと、こういう気持は持っておるわけでありまして。またそういう意味でお答えをしたわけでありまして。

○議長（大下 博君） 滝瀬敏朗君。

来てもらおう」「休憩」「休憩して呼ぼう」「来てもらおう、地主に」「必要なし」と呼ぶ者あり（発言する者多し）

○議長（大下 博君） それではこれは議長がやりとりの中で解釈するわけですけども、滝瀬議員のは地主さんから今おっしゃったような約束があったというのを聞いておられるんだと思うんです。片方ではいろいろ折衝している中에서도見切り発車してはかききたと、そういうものが必要な場合はそこを買ってと公共施設にというふうにおっしゃっておるわけですね。それが約束というふうに解釈しておられるのではないかと、というふうに取り上げる中で解釈するわけです。（「それは議長の判断だよ」「だから休憩して」「関係ないよ」と呼ぶ者あり）石坂勝雄君。

○二番（滝瀬敏朗君） ちょっと待って、今のはっきりさせたいんです。だから比較をはっきり出してもらいたいという事です。第一候補地の値段と面積と、今度買われるのはいくらになるか。あと公団が残っているそうですけれども、これは大体概算としてどのくらいになるんだか、その比較をはっきり出してもらいたい。（「必要なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君） これは議長が市側につくとかそういうことでなく、過程の値段と決定の値段を比較するということはあまり審議の参考にはならないんじゃないかと、むしろ

○二番（滝瀬敏朗君） そうじゃないんですよ。地主さんに市長が交渉していく時にはっきり今の校地が成立しても第一候補地は買うんだというふうな約束をしているんですよ、はっきり。（「本人が違うと言っている」と呼ぶ者あり）いや約束をしているんですよ、地主さんは。はっきり約束しているんですね、地主さんとは。企画財政部長に聞きましょう、それでは約束しているんですよ、助役。（「本人がやってないと言っている。」「いいかげんな答弁をしても困るよ。」「休憩」「不調に終わった土地問題蒸し返したってしょうがないだろう。」「はっきりさせろと言っているんだよ。」「不調に終わったから買わなかったんだよ。」「何言っているんだ」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君） 今の約束したという断言されておるんですけれども、理事者のほうでそういう約束をしているのかどうかということだけ。その面だけ、助役。

○助役（前川恒雄君） 助役ということでございますので、お答えしますが、今市長が申し上げたとおりでございます、この件につきましては。

○二番（滝瀬敏朗君） そうじゃないんだよ。何回も言うようにですけども、この第二候補地が決まっても第一候補地は買うと約束をしているんですよ、はっきり。地主はちゃんと言っているんですよ、そういうことを。（「詐欺師だよ」「地主に

おっしゃっている約束した、しないという問題であればこれは問題にはならないと思いますけれども。

○二番（滝瀬敏朗君） ききほど言っているように少しでも安く：（「議長、議事進行だ」と呼ぶ者あり）この財政の折に少しでも安く買収することが市長の望みであろうというふうには私は考えるわけです。そういう面からもこれははっきりさせたいと思うんです。そういう意味で比較を出していただきたい。

○議長（大下 博君） それでは三浦重春君、議事進行について。

○二十七番（三浦重春君） いままででもやりとりしていても何か水掛け論のようで困りますので、議事進行として提案したいのは、議長が自分の意見を言っても困るし、こういう中からこの校地を取得するにつきまして関係がないという声もあったようですが、確かに白紙的に一面考えれば関係がないように見受けられますが、ことによると地元の人でございまして校地を売った人と、前にはずれた人との関連があるように見受けられるわけなんです。そういう中で前の土地をたとえば滝瀬君が言うように、その土地は校地でなくてもはかにいずれ買いますからというふうなことで言ったとなれば、この校地が、第二候補地を売る人がああそうかいじゃおれのほうで売っているんだらうというふうなことで、あるいはこういう精神的なつな



がりがあるかもしれません。またそれを解明しないうちに何かあるとまた問題が起るといふうなことになるので、やりとりするよりも実施にあたつて解明したほうがいいということとで休憩をしていただいて、その点を解明していただきたいと、かように思います。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

米沢照男君。

○十四番（米沢照男君）

公共用地を取得する際に、こ

れまでもあったでしょうし、今後もあると思うんですが、なかなかここに用地がほしいという実際には交渉をやってみて、なかなか値段の点やその他の点で折り合いがつかない、交渉が不調に終わるということはこれまでも数多く例があったと思うんです。今後もあると思うんです。その場合にそういう交渉の過程で多くの地主さんを相手に折衝をやる、その過程の問題を特に不調に終わったことまでさかのぼって明らかにせよと、しかも単価まで比較しろというのはやはりいつてみれば議会側の執行権の侵害ではないかと、こういうふうに私は思うんです。特に土地の買収問題は価格の点、あるいは感情問題等いろいろむずかしい問題がからむわけですから、その言えるところと言えないところは当然出てくる、そういう非常にむずかしい複雑な問題要素を含んでいる点があるわけですから、いま滝瀬議員の言われる要求というのはちょっと無理な点があるのではないかと、しかもその質問に対して市長もはっきり答弁しているわけ

ですから、そういう質問を一々取り上げて休憩していただくのは議事運営が成り立たないだろうと、こういうふうに思うんですが。（「異議なし」「そんなことないぞ」「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

今、米沢君の発言は何か滝

瀬議員に対する討論のように聞こえるんですね。私が言っているのは価格の問題というのは触れていないわけですが、私にはとにかくその第一候補地が不調に終わったと、その不調に終わったと、その不調に終わった終わりがわにこの次どこかほかを買いますが、買いますと言ったかどうか知りませんが、とにかく用地としては校地としては買いませんと、ただし何か市のものとして公共用地としていざれ買いますというふうに言っている下があったということを、滝瀬君は言っているわけですね。地主が言ったんだということ。それで市長のほうは言っていないということ。それが、これは別に予定の価格をどうのこうのという問題ではない。むしろ逆にさきほど私が言ったのはこの売っている地主さん、堀内さんやその他みんなみな関係があるんですよ、前の第一候補地の人。それで第一候補地のほうのふれこみがあると何かほかのニュアンスが出てくると、この土地も問題になるということでございます。そうするとここで議決してあとでいちゃもんつけられたら同意書なんていうの

はこれは条件がいわゆる変化したとか、あるいはいろいろな問題があるからそれで取り上げてもらいたいといわれてもしかたがない問題です。そういうことでそういうことをいわれてあとで問題が起ると困りますので、この議決を完全に議決するにはやはり前の第一候補地の地主さんと話し合いの真諦、真相ははっきりと今質問があったならば右か左かどちらか、言っただか言わないか、この問題、一応市長は言わないという、滝瀬君は言ったということを言っているわけですね。その点で滝瀬君は第三者のわけでございますから一任者と大至急話をしていただいて、確認をして進めないと、私もこの議決をしてもいろいろつながりがある人たちが多いのであとで問題が起って、議会は議決したけれどもいよいよになって変更の理由によって元にもどされたというようなことでも困りますので、この問題は休憩をしてその点は解明してもらったほうがよろしいと、かように判断します。（「休憩必要なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

今、三浦議員が言われたとおり、つまりこれでこの交渉は断念をいたしますと、ただしあとで皆さんのお話の中で特に協力をしようという方がたくさんおられましたこともあり、われわれがお願いをしている線にまとまることがあれば用途をまたそれぞれ考えまして検討させていただきますと、それでなるべく買うような努力をしよう

とおっしゃるということは申し上げたわけですから、言わないわけです。ですからそれにちっとも今の気持ちに齟齬はございませんし、でき得べくば公共的な意味で市の財政負担にならないような方法で収拾する手だてを採ろうとおっしゃるわけですから、ですから約束に反したというふうにも断定されても困りますし、そのように御理解をいただく、そして比較におきましてはすでに話し合いがこちらのほうで、協定がしてあるほうについておるわけでありまして、また比較におきましてはさきほど申し上げましたとおり、総価格におきましてはこちらのほうが有利であるというふうにはいえると思っておりますからして、そういうふうな御判断で御審議をお願いしたい、こういうふうにお願いをしたいわけです。

○議長（大下 博君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

今、市長があとで買うよう

に努力するというのを第一候補地の土地の所有者の方に申し上げたと、こういうふうに言っておりますが、さきほど何も言っていないと、若干ニュアンスが折半になってきたような気がするんですが。

○市長（森田喜美男君）

そういうことは言っていないですよ、初めから。たしかさきほど申し上げたとおりのことを初めにも申し上げました。

○二十七番（三浦重春君）

市長、今何かあとで買うよ

うに努力すると言ったことを……

○市長（森田喜美男君） そのことを初めに滝瀬さんの答の中にも申し上げておりますから。

○二十七番（三浦重春君） それでどうなんですか。それで両方が了解できればけっこうなんです。そうでないと思えば未買収地もありますね。たとえば七百六十六坪の生沼通男君のところも未買収地になっております。これもやはり前の地主さんとの関連もありますし、いろいろそういう状況でいっていると思うんですが、実は私的になるかと思いますが私の甥になっているわけですね。そういう関係でどんなふうだか聞いてみないと分からないんですが。そういうことであとで買うように努力するということが了解がつけられればこのまま進んでもいいけれども、何かあとで若干問題が起って次の買収にも影響することがあっては困るということで、私は議事進行で休憩したほうがよろしいんじゃないかと、なお急がば回れと、若干回り道してもはつきり決めてもらったほうがいいというふうなことから発言しているわけです。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君） 今の議事進行に特にこだわらないわけですけれども、二人の議事進行についての御意見がありましたけれども、さきほど石坂勝雄君から関連質問が出ておりますのでこれを受けてその後、暫時休憩をいたしたいというふう

うに思います。石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君） 私も滝瀬議員、いわゆる議事進行で三浦議員が来る申し上げちゃって私の聞かんとするところの答がやや市長から出てきているような感じを受けるんですが、私も第一候補地の地主さんから滝瀬議員がおっしゃられたように、市長は第二候補地の交渉に入っているにもか第一候補地のほうは何かの公共用地に取得されるという気持があるというところ、そういうようなニュアンスも今お答があったんですが、私は少なくとも議会に、これは高橋計画の一環で調査費も二百万計上してあるから高橋計画は程久保へもいくんだなという感じががあるので今日特に聞いてみたい、こういう考え方を持っておいたわけです。そうしたらいろいろなこと出てきておるんですが、地主はいまだもってほとんど多数の地主が第一候補地が何かの形の公共用地に買収されると信じているようですね。向こうのほうでやじで買ってもらえたんだとかなんとか言っておりますけれども、そういうことは今後の公共用地の買収にいろいろな影響があるので買えないなら買えないと、こういうことで公共用地に何年後に取得するんだというよりは森田市長の任期中の基本姿勢を示すべきじゃないかと、こういうふうに考えます。お答え願います。

○議長（大下 博君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 別の格好のたとえば中学校と

づけが出たらこういう形でやはり買収に応じられなかったと、さもなければこういう形で将来の公共用地を考えるんだというふうな、やはり親切がほしいということを自分は要望をしておきます。

○議長（大下 博君） 市長。

○市長（森田喜美男君） それにつきましては代表という立場ではあったかはいはつきりしませんが、とにかく非常に御協力いただいた中の一人の方から、そういう質問も受けまして、よくお話をいたしました、市長の気持は分かった、というふうな御理解をいただいて、そのことは伝わっておりますだろうというふうに思っておるわけでありまして、私はかなりはつきりしたことを申し上げておるつもりであります。

○議長（大下 博君） おほかりいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君） 御異議ないものと認めまして、暫時休憩いたします。

○十二番（石坂勝雄君）

市長の言われることもよく分

かるんですが、やっぱりきちゃった地主さんにそういう旨を言うべきだと思ふんですね。どこまでが市長の真意か、議会でわれわれがこういう空気を接している者は分かりますけれども、地主との交渉の過程を自分は云々決していまません。ひとつの位置

○議長（大下 博君）

休憩前に引き続き会議を開きま

さきほど休憩に入る前に滝瀬敏朗君から質問がありましたけ

午後二時五十四分 休憩

午後三時四十六分 再開

れども、これについて再度答弁を願います。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君） それではさきほど滝

瀬議員のほうから御質問のありました、仮称第十五小学校の第一候補地、それから今回の用地、この比較問題につきまして御説明を申し上げたいと思います。まず説明の順序としまして、第一候補地、第二候補地と申し上げさせていただきます。

第一候補地につきましては、総額で造成費は別に考えておりますが八億五千二百万円。端数は切り捨てさせていただきますが、八億五千二百万でございます。

今回の第二候補地の方の用地費でございますが、ただいま御審議をいただいておりますものを含めまして、まだ未確定な公団の用地もございますけれども、その費用は五億九千八百万円と推定をいたしております。したがって八億五千二百万円から五億九千八百万円を控除しますと、二億五千四百万円という差額を生じます。これが比較の金額かと思えます。金額の面のみ申し上げて御了解をいただきたいと思います。

○議長（大下 博君） 滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君） 今、金額だけのあれがあったんですけれども、面積ということも私、言ったと思うんですけれども、面積はどうですか。

○議長（大下 博君） 企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君） それでは面積という

○十九番（高橋通夫君） 教育長に質問しますが、第一

候補地と第二候補地があったんですが、第二候補地になったんですが、第二候補地はこの高幡台小学校からわずか一〇〇メートルないんじゃないかと思うんですが、そうした所において同じ小学校が新築してきて、このいろいろ朝礼とか、その他校内放送などもいろいろあったりするので、そういう教育上の支障もあるかと思うので、そういうことをどう考えておるか、なお児童の通学路の鉄道の踏み切、そういう点についてどうですか。

○議長（大下 博君） 教育長。

○教育長（倉又秀作君） たしかに御指摘のように距離

が近いというのは事実でございますけれども、それはさっき市長が説明しましたように、現在子供たちの分布している地域などを考えますと、その通学距離などを考えれば、かえって第二候補地のほうが総体的にはいいんじゃないか、こういう判断をしております。それから近いことによってそのお互いにそこから出るいろいろな放送などが交差するんじゃないか、これは放送というものはそう大きくすることは近所の人たちにも非常に苦情が出ますので、できるだけしぼってやっておりますので、そういう問題はそれほど考えなくていいんじゃないか、こう思っております。それからもう一つ通学路のことでございますけれども、これは確か私たちお願いしているのは京王線の所にやはり通学路のトンネルがございますが、地下道ですね。そうい

御質問でございますので、その面にちょっと触れさせていただきますが、第一候補地につきましては、平方メートルで申し上げますと、二六、五九八平方メートルを予定いたしましたわけでございます。さらにそれに加えて、進入路約一、〇〇〇平方メートルを見込みました。したがって二七、五九八平方メートルを予定いたしましたわけでございます。坪数にいたしましておよそ八千三百坪、これを予定いたしましたわけでございます。今回の第二公団面につきましては、まだ確定測量はいたしておりませんが、候補面におきまして五千坪弱でございます。四千坪台に公団面にはなろうかと思いますが、確定測量は若干の増えは予想いたしております。以上でございます。

○議長（大下 博君） よろしいですね。滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君） 今一点あるわけです。

○議長（大下 博君） 市長。

○市長（森田喜美男君） すでにお答えをしておりますとおりでございますが、今後も市政を行ないますためにはたくさんの方の用地を必要としますので、これらのことを十分検討をいたしまして御協力をいただける関係の方には誠心誠意その御好意にもむくいるように、また市政がうまく用地の面でも順調に行きますように、そういうことを眼目にいたしまして努力してまいりたいと思っております。

○議長（大下 博君） それでは次に、高橋通夫君。

う形でやっていただくというふうに理解しております。そういうことでその問題は解決できるかと思っております。

○議長（大下 博君） 高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君） 企画財政部長に質問します。

そうした通学路の地下道にするのにどのくらい費用を見積っているか、そうして交渉が第一候補地を途中で断つたて言うんだけれども、その交渉の仕方にもっと余裕を持たして弾力的にやったならば何とかまとまったんじゃないかと思われるのを途中で断っちゃった、というふうな形になって、そういうふうにもなってるんだけれども、交渉の仕方を反省して、何か早まったというような感じもあるんだけれども、そういう点について答弁願いたんですが、なお今後の公団の残っている買収について見通しがついていると言われるんだけど、公団はあそこ普通の土地は地主が先祖代々のものであるからということで、公団はそれを途中で安く買ったんだけれども、そうした土地の交渉について一般地主と同じようなつもりでやるのか、それとも公団は特に安くそういう点を交渉するのか、そういう点でひとつ説明をお願いします。

○議長（大下 博君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私がお答えすべき部分についてお答えをしますが、私どもの立場といたしましては、私どものほうから断ったということじゃなくて、地主さんのほうから断

わられたというふうに経過したわけでありまして、したがって断念申し上げますということを御報告をしたということですから、こちらから断ったということでは正確には当たらないというふうに御了解いただきたいと思ひます。それから公園との関係はすでに協力をするという御確約をいただいておりますから価格等につきましても決して御無理なことをいたすはずもありませんし、これは公的機関として信頼を合せてやっでいく、こういうふうに思っております。したがって御懸念の点につきましてはもちろん、われわれも考慮いたしますが異論のないようになるべく市として不利をこうむらないようにやっでいこうと思っております。

○議長（大下 博君） 企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君） それでは第一点の問題についてお答えをいたしたいと思ひますが、第二候補地のいわゆる小学校の通学路に関連して、いわゆる通学路からんであの動物園線の踏み切り関係、これを私も非常に心配いたしております、すでにこのことに對しましては、建設部が所管といたしまして、すでに京王と交渉に入っております。それでおよその工事費そのものはじき出してあります。ただこの発注の時期によつては金額に變動がございます。そのおよその今の工事金額は出ておりますが、まだ確定いたしませんので御発表できませんが、およそ一億円以下でござまると見ております。

すが、これは発注の時期によって多少の變動がございます。京王側もおよそ承知をいたしておりますし、工事の施行にあたりましては京王に委託をしております。そういう姿勢で今取り組んでおるわけでございます。

それから第三点の質問は今、市長の方からお答えを申し上げましたとおりでございます、収用法に該当するような事業につきましては、公園用地を譲渡しなかつたという例はございません。またそういうことを公園側も申しております。価格につきましては、取得価格に利子相当額で考えることが一つ。それから私どもの固定資産の評価額を基準にすることが一つございます。その二つの方向でいくだろうと思つておるわけでございますが、まだこの点は価格の面は着詰まつておりません。以上でございます。

○議長（大下 博君） それでは次に谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君） だいぶ私の質問と同じですから、重複しておりますからそれでけっこうです。

○議長（大下 博君） それでは次に杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君） いろいろ質疑応答の中で何かしら、別に蒸返えそうという気持はございませんけれども、結果的には第二候補地のほうがよかつた。始めからそこを選べばよかつたんで何かずいぶん遠回りしているんだなというふうに考へておるんですけれども、その点についてどういふ言ひま

○議長（大下 博君） 杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君） 今、建設部長の説明で分かつたわけですが、当時もそういうことである程度の予算を計上したということだということなんで、それならば学校用地になろうとなるまいと隧道そのものを造ることに對しては、当時造つておけば予算的には安あがりであつたし、余計な金を使わなくて済むんじゃないか、ということでは非常に割り切れないものもあるわけですね。ただ子供の安全をはかるために隧道でやるんだということは、そういう経過がありますので今後、技術的にそれができなくなつたということがないならばけっこうです。

○議長（大下 博君） それでは次に、三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） 一、二質問いたします。ま

○議長（大下 博君） 建設部長。

○建設部長（田倉高光君） お答えをいたします。御指摘のとおり過去に隧道にするという話だつたと思ひます。しかしながら今回はその隧道に接する地点まで学校の用地に接しますのだから施設としては十分な工事の用地が取れるということでございますので、したがってさきほど企画財政部長からお答えがございましたとおり、その工事その辺の問題を予算を取つていただきまして現在やっでいこうということでございます。

それから二番目には面積が少なすぎるというこの二つでございます。この用地を概略見ますと、有効坪数がどのくらいあるか、ということ考へなければなりません。少くとも面積でおきまして一万二千七百五十平米、これは現在の日野市の十五ある小学校の中で二小におきましては、本年も二億七千ばかし予算組みまして、約三千平米以上取得しようということで、これが一万平米ございますが、昔から用地が狭いと言われたこととございまして、昨年一昨年一も買えなかつたという状況で今年



はどうしても買わなければならないというわけで、理事者のほうでは努力しているものだと思いますが、いずれにしても狭すぎるということはもう実験済でございます。それからその次に狭いのは平山小学校、これが一万三千三百四十九平米、これは非常に狭くて五十一年からは年を越すことに建て替えなければプレハブが一教室づつ増えております。こういうふうな実態であります。計画によればこの十五小学校は六百名ぐらいから七百名ぐらいだろうと見ておりますが、人口の社会増並びに自然増を考えればそんなものでは済まないんじゃないかと、こういうふうに考えられます。こういう中から考えますと一万二千七百五十平米はまことにそれ自体すら狭すぎるというふうに考えるんで、もっとこれから買取するというならば別ですが、もっと用地をさらに拡大された中で取得する計画があるかどうか、それからもう一つは、さきほど形が悪いと言いましたが、非常に形が悪いので何か牛の角みたいのが出てたり、犬の頭が出たりシッポの出たりというような関係があるというところで、これは格好をもう少し隣地の人と交換して、交換分合をして整地することを考えているか、あるいはできないか、それからもう一つ、これは南のほうの公園の用地ですが、そのとんがった所がこれは道路何か使えないところであるというふうに見られるわけなんです、この場所がとんがった所が使えないとなると面積がかなり減ってくると思うんです。さらに確認したいのは、

はまだできないわけございまして、今後これらを測定をいたしまして、それからほじき出すという形になるかと思えます。地価の点につきましては、これは個人折衝でございまして、路線化方式等も勘案をいたし、あるいは地形等も勘案をいたし、それぞれの地主と交渉したということでございますから、この価格があるいは高い、安い、こういうこともございまして、うけれども、とにかくこの時点におきましては、一応の地主との再々交渉をいたしまして妥結に達したということでございます。御答弁になるかどうか分かりませんが、それ以上です。（「ちょっと落ちてくるんですけれども」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君） 企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）

御質問の点、幾つかまだ説明が足りないと思いますが、高幡団地の外周道路に隣接する部分の今のこの地図上の面からいくと、青い線だと思えますけれども、これが即校地として使えるか、こういう御質問が一つあったと思うのでございます。これは、今、実は測量中でございまして、はっきりしたことは申し上げられませんが、この青い線が即校地に全部使えるということはちょっと不可能かと思えます。若干高幡団地の外周道路ののりを取らざるを得ないだろう、こう思っておるわけでございます。これはたいへんお答えがはっきりできませんで申し訳ないと思えますけれども、今後の測量に待つよりはかないわけであります。それで造成を

この道路の所に線が引いてありますが、境界線がありますが、この道路の境界線はこれからそのままそっくり校地として使えるものかどうか、あるいは九メートルあるいは一〇メートルぐらいののりがあって有効使用面積に入るものか入らないものかこういうことをお聞きしたいわけなんです。有効面積は大体どのくらい使えるものかということですね、その点を質問いたします。それから細かい話ですが、整地費はどのくらいかかりますか。それから日野市に設定された土地公示価格の類推から考えて、地価が妥当であるという説明をいただきたい。以上四点質問いたします。

○議長（大下 博君）

総務部長。

○総務部長（松村清栄君）

現在の面積は、一二、四一

二・二五平米でございすけれども、これは公簿面積でございまして、私どものほうの調査ではなわ延びが約八・二%ぐらいあるということで約一千平米ぐらい増になるであろう。ですから一三、四一二・二五ぐらいになるであろう。これはまだ全部はかってございせんので、はっきりしたことは申し上げられませんが、大体の測量では八・二%ぐらいなわ延びがある、こういうふうに考えております。ですから有効面積ということになりますと、これは造成をしてみなければまだはっきりしは申し上げられませんが、また造成費というものもまだ算定をいたしておりませんが、これらの点については御答弁

どのようにするかによって、そののりがどの程度校地として使えるかということが出てまいらると思えます。そういうことではっきり申し上げられませんが、全部は使えないことは大体見通しが立っております。ただ、いくら使えないかということは、はっきり申し上げられませんが、もちろんこののり引きにつきましては、高幡団地の外国道路の移管に伴いまして、公園のほうから無償で市に移管してもらおう、こういう考えでございす。

それから整地費はどのくらいかかるかという御質問もございました。この点もまだはっきりした設計ができません。お答えできないのがまことに残念でございますが、第一候補地の十五小の整地につきましては、およそ坪五万円をみました。五千坪としましておよそ二億四千万円の強の現時点での予算は持っておりますけれども、その範囲ではたしておさまるか、これはちょっと設計の完了をみませんと申し上げられないわけでございます。それから交換分合の意思ありやどうかという問題がございましたが、これから造成の設計をいたしまして、あるいは若干の交換は必要の分が出てまいらるかと思えます。この隣の明星学苑の関係のほうがあるいは出てくる可能性があるとみているわけでございますが、今のところするということはきまっております。将来のことにならうと思えますけれども、全くしないということは言えませんが、起こり得るだろうということは申し上げられると思えます。それから今後非常に面積が狭いの

で取得する考えはあるかということですが、現時点では取得する考えは持っておりません。私のほうから以上お答えさせていただきます。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 三浦議員さんから御心配の意味を含めての質問をいただいているわけですが、とにかく今日学校用地を取得するということは、一つの規模を持たなければなりませんし、非常に困難でございます。一方にどんな宅造がされ、学校の必要とする基準面積であります五千坪というようなことを確保することがますます苦しくなっておりますけれども、それでも最大限確保した中で有効に設計を行なって、そして学校としての適正規模ないしは学校としてのいろいろな機能に支障のないように十分努力をしよう、そのためのまた今後必要のある具体的な事後処置もこれも十分やろう、こういう考えでおるわけでございます。よろしく御了解をお願いいたします。

○議長（大下 博君） 三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） 今説明を伺ったわけですが、一応私の質問の原点は、今まで二小とか七生の小学校、これが非常に狭くて困っているということで、また再び増設するならばその時にやっちゃえばいいんで、あとで買い増しをするというのはなかなか難しいことなんで、ここで思い切ってやっぱり買い

おります。使えないんです。これは率からみると二五%が減っているわけです。逆に考えると二十万で買って喜んだところが三十万かかった、こういうふうに考えるわけです。すべて土地を買うには、やはりそれは地主さんの気持ちがあります。いろいろありまして損をかけるわけにいきませんが、やはり買うほうの立場は市民の税金であるというように、綿密な計算の中でやっぱり評価して説得して初めて相場ができるので、ただこれだけで買いたい、いわゆる腰だめで決めて、向こうが幾ら上げてくれ、ああそうですか、じゃそこいらでいくか、というふうな交渉のし方では私は非常に愚劣である、こういうふうに見えるわけです。そういうことから実際に八・二%のなわ延びがあるかどうか。実際には買う時にはもうかなり了解して測らせてくださいというぐらいいいことを言っているといういはずなんです。そして実効面積がどのくらいあるか、ということを考えてながら埋め地にどのくらい要するだろう、そういう中からさきほど聞いた公示価格等も照らし合わせの中で、このぐらゐの相場が妥当ではないか、というようにところで地主との話し合いをすれば、地主も腰だめでなくて、ある程度理論的裏付立証的裏付けがあるならば、それを了解して気持ちよく売買契約が成り立つ、というふうになると私は判断するわけです。そういう中で、どうやらこれも一万三千平米あるというふうに、なわ延びにすれば一万三千平米だとおっしゃっておりますが、

増ししてもあるいは初めから計画してかなりの線を持っていないんじゃないか、というふうな考え方から聞いているわけです。ちなみに文部省の基準は、一校二万平米、こういうことになっている。日野市では百草、高幡団地ができて、その時代からちょっと地積が狭くなってしまっていて、それでも一万六千五百平米ぐらいは何とか確保しようというところとでいろいろやっておったわけでございます。またこういうような縮小されたものができると、またその中に入った子供が運動会にも事欠くということになってしまいたいへんなんて、できるだけ校地の確保は幅広く拡げて買わなきゃいけないということで質問したわけでございます。それから土地の問題でございますが、有効地積がどのくらいであるかというように聞いているわけですが、さきほど八・二%のなわ延びがあるというようになこともおっしゃっておりますが、どうもそこら付近の、公団の買収した付近の地積というのは、あまりなわ延びがないように見受けられるわけです。実は第六幼稚園の敷地を先般市で買いました、その時に登記面積が一、九三三平米、これだけあったわけですが、測量した実測が一、九三四ということで、ほとんど一平米の違いで出てないということでございます。しかもその時約二十万で買ってあります。ところがそれがのり地等がありまして、実際に、園地として利用できるのは非常に少なくなってしまうと、約坪数にして一三九・三九坪減って

さきほどののりの関係から考えると、一万平米ぐらいきり使えないんじゃないか、というふうな感じがしてならないんです。それならばそんな狭いところに子供さんを追い込むんじゃないか、やはりできるだけ広く、しかも公団の用地もあるようです。これがのり面かどうかよく分かりませんが、平面図で見ただけで立体面が分かりませんので、はっきりとは言えませんが、公団の用地もだいぶんあるようです。その公団の用地並びに未買収がもう買収されたようですが、その未買収地域である地主さんに話をしたらに拡張すればもっと大きなものが買えるんじゃないか。予算、予算といいますが、先般第一候補地と第二候補地の予算というようにもいろいろおっしゃっているようですが、やっぱり面積の問題で、それだけ七千坪も買えるんだというところが今度は坪数にして非常に狭い坪数になってしまった。三千八百六十三坪ですね。これはさきほど何か五千坪ちょっと足りない、四千坪がどうのと言っておりますが、正規にいうと三八六三・九二坪です。そういうわけで、そうすると全く小さい学校になる。それが、しかももしも前の率のようなことはないと思うんですが、二百坪、三百坪が使えないような状況になれば、三千五百坪になっちゃうんです。一番初め百草台ができた時に、あの小学校造る時に、四千坪でわれわれ驚いたんです。狭くてしょうがない。だけど何とか横の道を通してもう少し使えるところがあるんだなんて

いうことで了解したわけですが、それよりもさらに狭い狹隘なところに子供さんを追い込まなきゃならないということになれば、これはやっぱりたいへんな問題になるんじゃないかと思うんですよ。そういうことで通学路の問題はもちろんでございますが、校地そのものを形のよい、面積を若干増やして買収するような交渉をしなければならぬんじゃないか、というふうに思うんです。そういうことで将来的な見通しを聞いてるわけですが、どうもやらないということであつと心配なんです。その点どうなんですか再質問いたします。

○議長（大下 博君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 校区を編成する範囲が程久保の範囲でありますし、私はあまり過大校をつくることは適當ではない、むしろちょうど手ごろな学校が校区としても、あるいは校舎としても成り立ち得る状況である、こういうふうに考えております。したがって取得しました土地を最も有効に設計をいたしまして、整った学校とそれから整った教育の場を作ろう、こういうふうに考えておるわけでありまして、御指摘の点につきましては十分考慮いたしますが、この範囲でひとつぜひ早く着工して、そして一つの学校を完成させたい、というふうに考えておるものでございます。

○議長（大下 博君） 三浦重春君

○二十七番（三浦重春君） じゃ最後に。一応第十五小

いでその次の日ぐらに出したんならこれはまだ研究もされないということをやむを得ないと思うんですが、少なくともかなりの日時をもっていたはずなんで、やはりそういう将来計画の中で土地の取得はすべきである、あとになるとなかなか入りづらい問題が出てくるものと判断するので、あえて今後にかみまして用地取得につきましてもの形の問題とか、面積の問題あるいは価格の問題、そういう問題につきまして質問したわけです。以上です。

○議長（大下 博君）

さきほど石坂勝雄君から関連質問がありましたけれども、さらに質問がありますか。それでは次に石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）

もう皆さんやられたので簡単に二点ばかり聞きたいと思うんですが。第一点は今年度の予算の中に整地費が二億四千万、校舎の建築費が二億一千万、こういうふうに載っているんですが、どのくらい整地費がかかるか分からないということで、見当でけっこうですが、いつ着工して、非常に時間的にも無理だと思うんですが、来年度開校するか、さもなくばその次の年度にするのか、さもなくば潤徳小学校に仮称の何かを設けるのか、そのへんの点を一点と。それから進入道路の問題、私の記憶によると進入道路を過去に、十二、三年前に明星大学を造る時に進入道路だということで明星が買収した用地だと思うんです。その時点を考えてと明星も非

学校の、いわゆる程久保の小学校の児童の設定としては、五十年度に六百名、五十三年度が六百四十五名とそういうような線を描いてるようですが、これはこの線で行くと、一応五十四年度にはピークということになるわけです。あと増設ということになるんで、また校庭を縮めるということになるんだと思います。二十学級をつくと、十八学級、クラスルームが十八あるのが一番理想的なものだ、特別教室が五つで十八ぐらいということ、その規模ならいいんですが、それから大きくなるとやはり校庭が狭くなるということで、何回も言っちゃ申し訳ないんですが、もう少し広く校庭を取り、しかもそんなようなくとも、有効面積を少なくとも一万八千平米以上しなければ子供さんのために環境のいい小学校の教育ができることができないんじゃないか、というふうに考えるわけで、あえてこの機会にさらにこれを買ったからいいと安心するんじゃないでして、面積を増やして、しかも交換分合してかつこうよくしてして環境のよい小学校を造るべきだ、こういうふうに考えるわけなんです。それでいっているわけなんです。何か八・二%ふえるとかいう見通しとか、そういうことは非常に甘いし、整地の費用がいくらかかるかはつきり分からないというようなことで土地を買うということはなほだ不安である、もしもどうしても急がなければならないということでやるならば専決処分をしない

常に教育の点ではかの事業所とは違いますが、そういう点を加味してこの道路計画を作っていくのかどうか、そのへんの考え方があったらお答え願いたいと思います。

○議長（大下 博君）

答弁、企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）

それでは第一点の御

質問に対して私のほうからお答えさせていただきます。現時点の予算につきましては今御発言ございましたように整地費それから建設費の予算計上をいたしております。今、御質問の趣旨は仮称十五小学校の開校を四月にするのかどうなのかということだろうと思うんですが、ポイントは、この件につきましては実は私のほうで検討中でございます。まだ確定をいたしておりません。これは造成の設計並びに建築の設計、工事これがどの程度に工程表上いくか、何月に完了するかということが非常につかみにくいわけです。したがって今御質問の趣旨の何月に開校するかということははっきりお答えは申し上げられないわけでございますが、今少しの時間をいただきますならば見通しは出てまいらると思います。ただこれは別のことになりまして先だつての十月末の当市の市P協の会合の席上では私のほうから五十二年四月一日には開校いたしたいということとは申し上げてございますけれども、いつの時点に開校するかということとは今しばらく御猶予をいただきたいと思います。今一点は進入路の問題の御質問でございますけれども、さき

ほど若干ほかの御質問の際に申し上げたと思うんでございますが、現時点の考え方、京王電鉄のほうにいわゆる見 積 依 頼したのは明星学苑のほうの問題につきましては考慮いたしておりません。あくまで十五小学校の子供の通学に関する、いわゆる陸道といひましようか、その積算をお願いしたわけでございます。したがってこの陸道は車輛の運行は禁止をいたす予定でございます。歩くだけということになります。そういうことで目下取り組んでおります。今御質問はこの絵の西側の部分の明星学苑のことも考慮したかということなんでございますが、今後いろいろ煮詰める上で明星学苑とも若干相談をしなければならぬ面も出てくると思いますが、現時点では十五小学校の子供の通学路だけで考えております。

○議長（大下 博君）

石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）

今の進入道路の問題なんです、明星大学をあそこに造る時に、たまたま私その時に農業委員をやっておったのでその取り扱い方についてはいろいろないささつを知っておるつもりでございます。そういう中で明星大学というのはおそらく自分の正式な進入道路というのは現在ないと思います。そういう点を考えると、あれだけの学校の規模を持っておって進入道路がないということは、ちょっと常識からいっても、あれだけの生徒数を持っているからといっても、欠けるんじゃないか、こういうことで三浦議員も指摘したように

ことになろうかと思ひます。

○議長（大下 博君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

潤徳小学校を造った時のことなんです、潤徳でも外周道路を付けるということだったんですけれども、北側には付かなかつたし、西側もその後何年もかかってようやくできたような経過もありますので、やはり最初からそうしたことを構じてもらいたい、要望しておきます。

○議長（大下 博君）

それではこれをもって質疑を終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題になっております本件については委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）

さきほど質問の中で第一候補地と第二候補地の比較を出していただきたいというふうなことでそれが出たわけですが、それをみてははっきり納得ができません。と申しますのは素人考えで第一候補地につきましてはいわゆる調整区域ということで学校以外に建物を建てられないんだということの中で、したがって買収金額も非常に安いわけです。はっきり申し上げて九万七千円とい

用地も狭いようでございますので、そういう何か交換かいろいろなことがあったらやはり相手为学校といえども前向きな姿勢で交渉されることが必要じゃないか、質問というより意見の形になるかもしれないけれども、こういうことを斟酌してもらいたいと要望しておきます。

○議長（大下 博君）

それではこれをもって質疑を

（「はい質問」「終わり」と呼ぶ者あり）さきほどやられた：

（「いいからやれよ」と呼ぶ者あり）高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

ちょっと落したので、この

地内にはかなりの面積の私道があるわけですが、これをお伺いするわけですが、この進入道路のほかにこれに代わるべき何か付け替え道路をつけないければ周囲の人にまずいんじゃないかと思ひますが、そういう点について。

○議長（大下 博君）

建設部長。

○建設部長（田倉高光君）

お答えをいたします。御指

摘のとおり付け替えの道路といひましようか、校庭の周囲にもちろん学校生徒の安全等を考えて付け替えないしは外周の道路をセッとしたさなければならぬというふうな考えております。したがって現状では工事の過程では現在の校庭が予定されます東南側から工事用の車が入る、したがってここは六メートル程度の道路ということになると思ひます。なお西側は一般道路というふうなことで合わせまして外周の道路を付ける、こういう

うふうな、平均九万七千円なら買えるんだというふうな線が出ておるわけであります。片方は今度の程久保の用地につきましては、私はこの程久保の用地を買収したということについて非常に御苦勞されて買収されたと思ひますのでこれに反対していいわけじゃないんですけれども、最低坪単価が十五万の話を開いておきます。最高が二十何万だろうと思ひますね。そういうことから比較をいたしましても市長がさきほど話の中で第一候補地の地主さんから、こつちで断わったんじゃないって地主さんから断わりを受けたんだというふうな話があったように聞いておりますが、私はそういうことじゃなくて今少し積極的に市長が姿勢を示せばこの買収ができたんじゃないかというふうな判断をいたします。したがってまして尊い市民の税金を支出するわけですから市長も今少しこういう問題について、今後やはり考えるべきではないかというふうな意見を述べておきます。

○議長（大下 博君）

ほかに御意見ありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認めます。よって議案第九号、日野市立日野第十五小学校（仮称）用地買収契約の専決処分の報告承認の件は原案のとおり可決されまし



た。

これより議案第一〇〇号、昭和五十年度日野市一般会計補正予算について（第五号）の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）

議案第一〇〇号につきまして

提案理由の説明を申し上げます。本議案は昭和五十年度日野市一般会計補正予算第五号であります。これは日野市都市計画仲明上土地区画整理地内の保留地につきまして埋蔵文化財発掘調査の委託料九百十三万円を予備費より組み替えて計上いたしましたものであります。詳細につきましては担当部長より説明をいたさせます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大下 博君）

それでは関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）

議案第一〇〇号につ

きまして御説明を申し上げます。ただいま市長のほうから説明を申し上げたとおりでございます。今回の補正は歳入歳出それぞれ増減ございません。予備費から九百十三万円の流用をいたしました。説明欄にもございますように、神明上の土地区画整理地内の保留地の埋蔵文化財の発掘調査費でございます。これは発掘箇所は現時点で十五カ所予定いたしてございます。九百十三万円という数字はそれの発掘に伴いますそれぞれの人

夫賃あるいは消耗品その他を積算いたしました数字でございます。そういうことで十五カ所の発掘調査をいたしたいという補正のお願いでございます。よろしく御審議をいただきたいと思

います。

○議長（大下 博君）

これより質疑に入ります。高橋

通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

ただいま十五カ所という説明があったんですが、その面積はどのくらいあるか。それでいつごろ始めていつごろ終了する予定であるか。また方法はどういう方法でやるのか、そういう点について説明願います。

○議長（大下 博君）

社会教育課長。

○社会教育課長（坂本金雄君）

お答えいたします。

今回の保留地公簿の面積は合計で二千六百五十五平米でございます。この調査の方法でございますとか、日程につきましては十一月十一日に遺跡調査会を開催いたしまして、そこでお話を煮詰めることになっております。

○議長（大下 博君）

それでは次に杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君）

ただいま部長のほうから予

算提案の説明があったわけですが、これを考えてみますと唐突にできたことなのか、それとも何か下地があって予算を組まれたのか。たとえばこれは関連するかどうかわかりませんが、過日の新聞紙上をにぎわしました実践女子大の校地

の問題、掘り返しの問題が出ておりますけれども、やはりそういうことは全然関連がないのかどうなのか。もしないとするならば実践の問題についても市のほうでは何かそこに何ていうのか手落ちがあつてやりかえしたのか、そのへんをひとつお伺いしておきたいと思ひます。それからこれからいろいろな問題が起きますので、やはり土地を買ってしまつてからそういうことがあとで後追いのそれをやると地主さんがたいへん迷惑するわけです。今度の場合、実践の場合でも非常に経済的に損害を受けたんじゃないかというような気もします。それから後追いの予算の組み方のようにも思ひますけれども、そのへんの考え方をまず伺つてまたあとで質問させていただきます。

○議長（大下 博君）

答弁、教育長。

○教育長（倉又秀作君）

この調査の問題は、これはた

しか広報でも出ておりましたように、今度売り出される地域だろうと思ひます。そういう地域についてはやはり売り出してしまつてからそういうことが分かつたということでは地主がたいへん気の毒ということでやはり事前に調査をしておくことが必要じゃないかということからこれが出てきているわけです。というのはこの地域は文化財保護法によりまして、文化庁からもあの地域は遺跡として指定されている地域でございます。やはりそれを明確にしてそしてやらなければならぬ、したがってそれについては果して保存すべきものであるか、あるいは書類

でもって調査をして、そして文書でもって保存することにするか、それは出てきたものによって判断していかなければならぬ。なにしろ地下のものでございますのでそれはやはり調査してみたのちでなければならぬと思ひますが、私たち素人でございますが、しかし専門家などの御意見も聞きますと、特にこれを保存しなければならないというものは出てこないんじゃないかと思ひますけれども、しかしそうだからといってそれを調査しないでそこに建造物などをどんどん造つていくということはやはり文化財保護の精神からいってどうにも放置するわけにはいかないということでございます。

それからなお実践女子大、これは新聞などで御存じかと思ひますけれども、これについてはやはり設計するあるいはそれを実施するところがやはり都ないしは文化庁に届け出なければならぬということになっておりますが、ただその過程で私たちが行政上の指導をしなかつたということについては、これはやはりミスといわれればミスでございます。しかしその責任はやはりそれを実施するほうにあるということも法律で決められてあるわけでございます。それからそれでそれに対処したかというようなことについても申し上げれば、一つはやはりあれも文化庁から指定された遺跡地域でございます。したがってそれはどうしても調査しないで中高層を破壊するような形の建設をするわけにはいかない。それからまた実践女子大からいうと

これは四月一日開校という絶対至上命令が彼らの上からは経過の中にはあるわけです。そのところをどう調整すればいいかという点などで遺跡調査会などでもいろいろ検討していただきまして、とにかく両方を両立させるということでいろいろ苦労をして、そして実践女子大のほうとも相談をしまして、そしてあそこの調査をした、たしか三カ所の住居碑が出ております。これはしかし永久保存ということでなしに記録保存ということである。その地域は建設をするということに結論的にはなつたわけでございます。こういうのは都の教育庁の文化課、あるいは文化庁などともいろいろ調整しながら結論的にはそうなりまして、少し工事遅れたようでございますけれども、四月一日の開校には一応めどがついたということになっております。以上でございます。

○議長（大下 博君）

杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君）

教育長の説明は理解します。そうしますと文化財指定というんですか、そのほうが地主さんの権利より先行するということですか。そういうわけですか。法的にはそういう調査権というのか、指定されたところについてはそのほうが地主さんの権利よりも先行するというような解釈ですか。

○議長（大下 博君）

教育長。

○教育長（倉又秀作君）

先行するということその内容の解

三メートル五〇センチ以下にあるものですから、民家が建っている場合は大体その上で破壊するというような関係をどうしたらいいかということについて、今後具体的な実問題な問題として、今後考えていかなければいけない問題、一つの尺度やっぱり市がそうかと言つて法律を無視して尺度を作るとは違憲である、法律の線を一応考えながらという尺度を作るか、尺度ができてしまつても、それをだれも使えるというわけにいきませんので、専門的なそういう半面の職員なども必要なんじゃないか、こういうふうに今後これについては体制を非常に固めていかないと、こういう遺跡のある地域の住民の方にも非常に大きな迷惑を掛けています。こういうふうに現に校舎建築などで国分寺の問題とか府中の問題とかあるいは、八王子の問題とか御承知おきかと思いますが、へたにこれをやっておりますと途中でストップを掛けられます。というようにございましてのでそういうようなことについても十分配慮していかなければならない、というふうに思っております。以上です。

○議長（大下 博君）

杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君）

今後のことで考えてお伺いしたいのは、今後そういった文化財の法律が先行するんだというところ、いろいろ考えなければならぬ問題も出てくると思うんです。ここだここだと勝手に指定された、おまえの床下はこ

うなんだからということ、いろいろ極端にやらざるを得ない訳になってきますけれども、結局その土地はもろん地主のものです。しかし同時にそこに埋蔵されている遺跡というものはこれは国民全体のものだという解釈に立っているようにございまして、今度の法律は。そういうことですからそれを壊す破壊するといふような行為が行なわれる場合にはやはり文化庁のそれについて調査するとかあるいは、それについていろいろなものを建設する場合には、それならばやってもいいとか、その許可をやつぱり取らなければならない、そういうことになっております。今後私は一カ所一カ所を全部理解しているわけじゃありませんけれども、前からある文化財保護法が、それが今度十月一日から一層強化されてきています。予算も付かない、そういうような法律がぼんぼん走られちゃ困るというそのことは現実に対処しなければならぬあるいは、市の側とかあるいは、その接点に立たされる教育委員会としてもたいへん困つたこととございましてけれども、現実的にはそうなっておりますので今後それに対応するのにどういう対処の仕方をすればいいのかというところが一つの大きな課題になってきております。したがってただ中高層建築のように、どんどん地下まで掘ってしまうというような場合にはどうしてもその地域ではやはり届けを出していただいて、調査が先行するということが今後ともやはり続くんじゃないか、それじゃあ一般の民家ならばどうするか、この辺については今後大いに考えなければならぬ、一メートルぐらいから

だろうと思ひます。今部長のほうからの説明では十数カ所を指定されたということですけど、指定したそのほかに日野ではそういう指定場所はないとございせんか、もしあるとするならば事前にやつぱりそういうものを公表しておかないと地主さん、もしそこをどなたが取得するか分かりませんけれども、そういう問題がまた出てくる可能性もありますので、やはりその辺の確認をさしていただきたい、ほかに日野市としてはいいのかそういうことが確認されてないかね、今のようない問題、高層建物もそうでしょうし、個人の住宅もそうでしょうけれども、知らないとかえつて不親切な結果になるだろうと思ひます。もしあるんならやはりこのことはこうなんだと事前にやつぱり知らしていただくのが必要だろうということ、できればそういうことが、ここが問題だといふ資料をちょっといただければ非常に幸いです。われわれの議会人としてそういう中ではなかなか一般市民の方はそこまでお分かりない点が多いかと思ひますので、二度とそのような事態にならないような考え方の中からお伺いしておりますので、決してあれはありませんから親切心のためにいろいろとお伺いしているわけですから、その辺もひとつないならばない、今ここだけなんだよ、ということをはかにはありませんということがお答えいただけるならばしてもらつて、さきほど言つたように法律のほうはどうも先行するようなようです、文化財の方々から言わせればこれは確かに

見方からすれば非常に貴重なものであるし、大事にしたいというのには理解していただけます、それと同時にやはり個人の権利者という立場もいろいろ考えますと、いろいろな問題が出てくるので今申し上げたようなことでもしお分かりいただければお答えをいただきます。

○議長（大下 博君） 社会教育課長。

○社会教育課長（坂本金雄君） 私どもの文化財専門委員会の中で埋蔵文化財を担当している委員さんがあります。その委員さんが市内の埋蔵文化財の地帯を資料として提出をしております。東京都はそれを基にいたしまして「遺跡分布地図」という地図を作りまして市内各所にございますが、大まかに申し上げますと、七つ塚の周辺でございます。七つ塚から日野自動車体育館のほうですね。それから平山橋の周辺、「（地元だよ）」と呼ぶ者あり）それから万蔵院の一角がございます。それから南広間と言いまして中央高速道路の脇のほうに、あそこにもございます。大きな所はそのくらいでございます。詳しい資料を提出したいと思えます。

○議長（大下 博君） 杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君） 課長のほうからいろいろ答弁のあった中で、なるほどあつちこちにあるなという何か文化財を内緒で東京都に届けて、東京都のほうからおまえのところはこうなんだからということで、さきほど申し上げたとおり

上地域は庁舎建設用地はすでに調査済みですからこれは問題はありませんが、実践の部分は私らとしましては、つまり一番上の平らな所を抽出調査されてすでに調査済みだという結論になっておったと思いますが、学者の先生方に言わしてみれば、ほとんど調査をしなければならないという指摘の地域だということとだものですか、いわば突発的なあいう事件が発生したと、これは一面にはわれわれの行政上の不認識もありましたけれども、たまたまそういう法律の改正もあったということでありまして、今後は市民の方にその地域を広報等の手段によってあらかじめお知らせをしまして、それから開発指導要綱のなか等にもそれらを明確にしまして、つまり事前調査が必要であるということをお知らせ十分御認識いただくようにしていかうと、それから行政もそういうことに異論ないようにしていかう、こういうような考え方でやるわけでございます。したがって今回のことにつきましては、唐突と言えは唐突であります。そういう経過があるということで御承知おきいただきたいと思えます。

○議長（大下 博君） 杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君） 私は今後のことを考えていろいろお伺いしているわけです。市長は確かに文化財のキャップをおやりになっているけれども、そういう中でいろいろの場所を東京都に申告するのか、何か知らないけど報告する場合には、

個人の既成権利というものがどこかで、ただ東京都へ出されるときにはあんなの所はこういうことがありますが出しますよと断わるのかどうなのか分かりませんが、いきなりストリートに東京都に出して、またストリートにこう逆に返って来る、そういうのはちょっと地権者は知らないわけでしょう。それともこの地権者に対しては連絡が何かしてあるわけですか。

○議長（大下 博君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 今回の予算提案なんです、確かに私も唐突という感じを持っております。と申しますのは聞くところによりますと、文化財保護法がこの十月一日に一部改正がされて強化された。そういうことが一つの大きな変化のポイントになっているわけですが、われわれの認識はつまり文化財はもちろん大切にしなければならぬということ、非常に今日現実には人が生活をしている土地利用ということがありますからして、これはやはり都合つけなければならぬという面もあるわけでありまして、ただ市がかかわります部分については市民の方に御迷惑を掛けるようなことなるべくあつてはならない。売出しております区画整理保留地の中は調査をしない前に所有者の権利が発生するようなことになりまして、後々問題が起こりますから事前に調査をしようということで、予算の提案をしたということでございまして。つまり十月一日をきっかけにして事前調査が特に強化された、それから神明

その所有者には断わるというのか、連絡というのか、そういうことをされているわけですか。

○議長（大下 博君） 市長。

○市長（森田喜美男君） これは教育委員会サイドの事務であるわけですが、一応すでに調査されておる部分につきましては、資料としての図面もございまして。それらを市民の方にはつきり相談していただいて、後々で問題がないように行政的な事前の措置を取らなければならぬ。これが新しく加わった一つの仕事である、そういうことで、ともかく文化財は調査につきましてはきちっとした態度を持って進めていかうと、それから現実には土地利用なざる方になるべく御迷惑が掛からないように進めようと、それから公共用地につきましても十分事前の措置を行なって、直前に来てあわてることのないようにしていかう、こういうふうに思っております。

○議長（大下 博君） 杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君） いろいろ確かに市長も民主主義のいろいろな問題で努力を払われておると思いますが、主権者が最大の権利者だと思えますので、やはりそういう該当地の地主さんに対しては、そういう報告をする場合には了解を取るといふのかあるいは、事前に一応話ぐらいはしなければ全然寝耳に水で、それが外から来るようなことになると非常に困るんで、今後の問題として十分留意して後々問題の起こらないよ

うな対策をお立ていただきたいということをはっきり要望としてこの質問を終わりたいと思います。

○議長（大下 博君）

次の質問者。林重義君。

○九番（林 重義君）

同じような質問でございますけれども、さきほど教育課長からのお話ですと、何かこの日野市地域相当場所あるということで内容面についてありましたが、それについては遅まきながらも、やはり議会関係の人には市として該当地番としてそれを概略的に早急にお願ひ願えればけっこうだと思ふんですけれども、そういう点でできるかできないかということひとつ。

○議長（大下 博君）

社会教育課長。

○社会教育課長（坂本金雄君）

これは必ず十日以内に議員の皆さんにお配りして周知徹底するとともに、役所内部の職員にも庁議などを通じて徹底したいと思ひます。こういう考えでございます。

○議長（大下 博君）

林重義君。

○九番（林 重義君）

またここに、位置については市民の方なり議会のほうに提出して下さるということでけっこうだと思います。それから杉山議員もさんさんお聞きのように、たけど、この辺について説明を出した場合に市民の皆さんに、関係者の地主の方々がどのような考えがあるか、ということをや望になるかもしれませんけれども、その点については十分な

態勢を整えて、やはりその地主さん自体に問題ないように私の要望を申し上げます。

○議長（大下 博君）

谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君）

もうだいぶ前の話なんですが、すが、いわゆる関連的なことでございます。神明上地区の区画整理にかかわる問題でございますが、先般横穴遺跡があるということで大さわざをしたわけですが、その突発的な中で非常に問題になっていると、地主としてもここを利用することもできずにおったわけです。その後権利者にどのような経過の処置をしておるのか、それをお聞きしたい。

○議長（大下 博君）

都市整備部長。

○都市整備部長（中島武男君）

お答えいたします。

今、遺跡の問題であります。例の旧駅の上でございます。いわゆる権利者は国立の朝妻さんという方と大蔵さんという方が再三区画整理委員会審議会、この問題について検討をしております。さきほどなたか申し上げましたように、やはり遺跡が自分の土地の下にあるということになります。やはりたまたまお一人の方は教育者、もう一人もかなりの方でございます。その敷地はどうしても換地をしてくれと、こういう要求が出ております。いわゆる区画整理事業の中では私たちの事業として、非常にそういう物が出たために負担が非常にかかってきています。これを区画整理事業の中から具体的には出しておりません。

一般会計から出していたかなければこの操作はできない、こういうことでございます。したがってその権利者については、何らかの形で換地を与えない限り了承ができないということですが、今現在では御承知のように六メートル道路ができて、陸橋ができて、あの陸橋の費用が約千五百万、それからいわゆる敷地を保留地として市で買収していただかなければならない、その換地をその方に差し上げなければならぬ、これは一応区画整理事業の審議会の中では止むを得ないだろうと、本人がどうしてもそこにいることは不可能というふうな、たまたま穴は直接当たらないですけれども、くいを打った何かしきと、かなり穴もいたる形になります。したがって重要文化財ということになりますと、本人もやすやすと傷つけられない、今言うように換地の操作を行なっております。もう一件の朝妻さんという方については、これは平米が非常に大きいんですが、この所が大体四カ所ぐらいありそうですね。一カ所大蔵さんと朝妻さんの中間地点でありまして、そういう事情で朝妻さんのほうについては、換地については、今交渉中であります。どういう方法でやるか、区画整理審議会の中で市民の皆さん方の御同意を得ませんと成立できない、したがってその成立をすればやはりこれも区画整理事業の中から生み出して、売ることではできませんが、当然そのままに保存しなければならぬということになります。といってそこに何も建たないわけですね。

ですから非常に金がかかる仕事というふうに思うんですね。さきほど教育長のお話して聞きましたけれども、区画整理事業の担当者といまして、こういう物が出て来るといふことは、文化財保護法が強化されたということについては、こないだも委員会の皆さん方に私としては非常にその片手落ちな法律というものを申し上げまして、これは網をかぶせるだけで保護法の適応というのはどういうわけだと東京都の方にも聞きましたけれども、これは本当に事業担当者としては切実な問題なんです。私どもとしては今の事業をできるだけ早く遂行するために、一般会計からこういうふうな貴重な金を出していただいておりますし、さきほど申し上げましたようにあの穴が一つ出たために橋却を六千七百万円を投じてやっております。それから一般会計もかなり金がかかる。さきほど言いましたように保護法が大事な権利者が大事か、この質問もいたしました。担当者の方も非常に権利を主張されると非常に困るんだと言っていました。とどのつまりになると、権利を主張してくるかもしれない、と念を押しておきました。これは教育委員会と私どものほうとかなり綿密に東京都あたりに、これは国にも関係しますけれども、平等に補助制度を作らないと、一般市町村の財政圧迫の事情から、そういうものがどんどん続いても非常に問題が出てくるのではないかと心配しております。そういうことで、できるだけ出てもらわないほうが私どものほうとしてもいいの



ですが、そういう事情で換地の操作をしているということだけ申し上げておきます。

○議長（大下 博君）

谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君） 最近もう皆さんすでに御承知のとおりでございますが、宅地も非常に固定資産税が高くなっております。そういう中で権利者はやはり仮換地ができればそこに何らかの利用を考えておるわけでございますが、それすら思うにまかせない現在を考へまして、多少でも税の軽減ももちろんで得るならば、その決定するまでの間、無税でやってあげるのがこれは市長の英断ではなからうかと絶えずそのように考へておったわけでございますが、市長、その点どうでしょうか。今後、そういったやはり区画整理が進む中に、やはり同じようなケースが出るのではなからうか、とこのように考へるわけですか。その節、やはり個人とすればそういうのは出てもらいたくない、しかしまたまた出てしまった以上、やはりそれをどういうふうに取り扱うか。やはり特異なケースもございすし、そのところを市当局としてはどのように考へておられるのか。そういったところを理事者の御答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（大下 博君）

市長。

○市長（森田喜美男君） 地上では緑地でありますとか、それから地下では埋蔵文化財でありますとか、宅地化が進むにつれまして、緑は減る一方、それから状況によっては埋蔵文化

ておる状況であります。個人の権利の尊重ということにつきましても、利益を十分守ろうということで臨む考へ方でおるわけでございます。

○議長（大下 博君）

谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君） これも、今私が質問してゐるのも、公共的に近いいわゆる皆さんが楽しむ場所にも課税されるわけですよ。一つの例を申し上げるならば、子供広場、これを二年間契約で市が借り上げてその地域地域の子供たちがそこで遊んでおる。その間については、いわゆる固定資産税免除を行なっておるわけですよ。それらを考へ合わせますと、やはり子供たちがそういった過去の歴史を楽しむというか追及していくというか非常に大事な場所でもあるわけですよ。それらを考へますと、やはり税の軽減もその間どこかに換地ができるならばそれはけっこうですけれども、利用できないままそこへがんにがらめにゆわかれてしまつておるんですから、全然利用できないわけですよ。それらの補償は何らか市のほうで考へてあげるべきじゃないかというふうに考へておるわけですよ。その答へができませんで、ばく然としておるから追及したわけですよ。その点ひとつお答えいただければ……。

○議長（大下 博君）

市長。

○市長（森田喜美男君） ですから明確に保存をするという対象になりました場合に、当然買い取るとかあるいは税の

財等は破壊をされかねない。国民の共有財産という貴重な大切なものだという考へ方からすれば、それらも守らなければなりませんし、そうかといってまた土地にはそれぞれ権利者があるわけですから、その方の生活も守らなければなりません。それを調整するのが一つの行政の仕事でもあるというふうに思ひますし、ただ自治体のみそういうことを課して、何か調査を自治体の責任でやれということだけではちょっと片手落ちですから、もっともつとやっぱり国民の貴重な文化財を保存しようということであれば、やっぱり国も大いに力をそそいでもらつて、それが円満にいくようにしたい。ただ当面やむを得ませんので、市の経費で文化財の例えば横穴古墳、これらにつきましても、あるいはこの際の保留地を売ってそこにもしそういう文化財があったということで買われた方に御迷惑がかかるようなことがあつてはならないから事前にそういう調査をやれということ私は特にこの間指示をして、今、唐突と言われたこういう予算の提案のし方になつておるわけですよ、これにはまた文化財保護協議会という会があり、それから調査団があり、その中に専門の先生がおられますから、専門の先生にも十分ひとつ事情をよく理解していただきまして、そしてごく貴重なものについては、それは積極的に保存する。ただあちらでもあるこちらでもあるというものであれば、これはひとつ資料による保存調査というような形でお願いしたい、こういうことを願つ

軽減なども考へなきゃならん、こういうふうに思ひます。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

正国大治君。

○四番（正国大治君）

こうです。

○議長（大下 博君）

ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題になつております本件については、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認めます。よ

つて本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認めます。よ

つて議案第一〇〇号、昭和五十年度日野市一般会計補正予算（第五号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一〇一号、日野市庁舎防音改築工事請負契約の締結、議案第一〇二号、日野市庁舎防音改築電気設備工事請

負契約の締結、議案第一〇三号、日野市庁舎防音改築給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結の件を一括議題といたしたいと思ひますがこれに御異議ありませんか。

(「議長、その前に意見があるんですがお聞き願ひたいと思ひますが」と呼ぶ者あり)

意見といひますと……。

(「この提案前のことですから」「議事進行」と呼ぶ者あり) 意見といひますとちょっとあれですから議事進行についてですか。

(「いや議案の提案以前の問題に対して意見を述べたいと思ひます」「聞いてみないと分からないじゃないか」と呼ぶ者あり) では特に日野源作君。

#### ○二十五番 (日野源作君)

それでは議長のお許しがあつたので九月の臨時議会におきまして、大林組が落札された契約の時点で契約できなかった。私は大林組は相当痛手をこうむつたというのを痛感しているわけですが、その時に助役がもしこの契約ができない場合には、重大な覚悟もいるし重大な問題になる、とこういう発言をしているわけですよ。それにもかからず、その後について何ら報告もなければ連絡もない。そういう重大な問題をかかえておるにもかからず、どういう大林組がそれだけの痛手をこうむりどのよう処理をされたのか。また今ここで議案として出されておる鴻池組が落

委員会も開かなかつたということは、必要がないから開かなかつたという私は観点から申し上げるわけで、こういう重要な時期に委員会を開かないということは、

こういう点を明

確にされないで、今回これから議案を提案されるということは私は不適当ということで申し上げてゐるわけです。(「そのとおり」と呼ぶ者あり) 私は決してこの議案そのものに、建設そのものに反対とか賛成とかという問題で今お話ししてゐることではないということを御了解いただきたいということです。それからこの申し上げることは、市政の行政上の問題でありますので、私は今指摘しておるわけでございますので、その点を解明していただきたいと思います。

#### ○議長 (大下 博君)

ただいまの御意見承つてみますと(「提案するなというんだよ。要旨は……。」と呼ぶ者あり) 提案するなという御意見のようでありますし、一面ではこの議案の中の重要な御意見の部分だというふうに承つてゐるわけです。議長としてはこの市長のほうからこの議会の要請がありまして、それについて日程その他議案についての取り扱いを本日議会運営委員会を開いたわけです。それで議会運営委員会を開いた結果を、当初に冒頭に委員長からその旨の報告があつて、本日ここに承認されて全員の承認を得まして、今日まで、ここまで進

札したということについて私はどういふ処理をされたのかそれを明確にしてもらいたいということを申し上げるわけです。それからその時点で、名古屋議員のほうから指名委員会そのものに對しても相当の意見が出、質問されておるわけで、その点につきましても、各委員にしましては、希望はなかつたけれども、入れというから委員になった、それであまり発言もなかつた、こういう質問があつたわけですが、今回この指名委員会につきまして、その指摘された委員が、全員が何ら考えることなくそのまま指名委員会に存続されて行なわれたかどうか、その点も明確にしてもらいたいと思ふわけです。それから一番私がこの庁舎建設に對しまして、日野市がこれは予定はもう二年も三年も前からしてゐるわけですが、予定だけで建築は不可能だといふ見地から、私は現在の状態で建築は不可能だといふ見解を持つておりますので、なぜかと申しますと、この、今理事者に言わせれば、学校とかあるいは幼稚園、保育園がまあ建つてからという考え方もあるかと思ひますが、この庁舎に限つてはこ

ういう市民の憩いとする庁舎はこれは市民の同意が得られなければこれは非常にあとに残る問題ということで、議決を要する問題であるといふふうに考へておるわけで、こ

ういふ点についても明確にしてもらいたいということを今申し上げたわけですから、庁舎建設特別委員会があるにもかからず、今回何ら

めてきたわけです。したがつて議長としては、今おっしゃる問題は、むしろこの議題の中で問題点をだされて、十分意見、討論をされたほうがむしろよろしいんではないか、といふふうに考へますけれども……。(「了解」「分からない」と呼ぶ者あり)

#### ○二十五番 (日野源作君)

私はこの議案そのものにどういふ言つてゐるわけじゃないんです。そういう議案を出されたからそれは今私が申し上げたことは議案を出す前提にはそのくらのことは、議案を出す前提にはそのくらのことは明確にしておくべきだといふことを申し上げてゐるわけです。だからこの議案を提案されて委員会付託されて云々といふことで私は申し上げてゐるわけじゃないんです。当然このことが解明されてから、私はそういう点は何ら今まで連絡も受けてないし聞いたこともないので、全く提案されたことに對してはほんとうに歴然としておるんですよ。なぜかといふと、そういう問題はすでにもうこの議案が出る以前にそういう問題ははっきり解明される

べきだ、とこういう見解を持ってるわけです。そういうことな  
んですよ。だから委員会で検討する問題と私は違うから、今、  
取り上げていただいて聞いてもらいたいところのことなんで  
すから、議長の見解とちょっと違うと思うんですよ。ここで答  
弁されるなら提案するのは私はそれでいいと思うんです。

(「経過の説明が足りないということでしょう、今までの」と  
呼ぶ者あり)

○議長(大下 博君) ですからその経過なり提案の理  
由を聞いたあとで御意見を伺うほうがいいんじゃないですか。  
日野源作君。

○二十五番(日野源作君) 委員会でやるんならあえて  
私はここで発言しないですよ。以前の問題だから今発言して  
るんですよ。そこを議長取り違えちゃ困りますよ。(「緊急動議  
だから、動議出してないからだめだよ」と呼ぶ者あり)

○議長(大下 博君) 議長としてはおっしゃること、  
そのことについては理解しますけれども、運営のルールからい  
って議長としては当初確認された方法で進めていきたいという  
ふうに思いますので、ひとつ御理解いただきたいと思います。

(「議長、議長」と呼ぶ者あり) 日野源作君。

○二十五番(日野源作君) 今、議員の中から緊急動議  
が云々と言われましたが、これは先日名古屋議員のほうから緊  
急動議が出たこともありますよ。あの緊急動議みたい。(「届

しかし私はやはり議会運営委員会で決まり、本会議で確認され  
た線で進めていくのが順当だと思います。したがって御意見と  
しては十分承りますけれども、やって進めていきたいと思いま  
す。(「異議なし」「議長」「特別委員会、これからだよ、本  
番は」と呼ぶ者あり)一括議題といたしたいと思いますが、こ  
れに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)(発言する者多し)

○議長(大下 博君) 御異議ないものと認め(「異議  
あり」「議長」「議長、何言っているんだよ」と呼ぶ者あり)

○二十五番(日野源作君) だから提案するのならするよ  
うに訂正しなさいよ。私は提案してはいけないとは言っていない  
ですよ。(「文書じゃなかったことばでいいじゃないか」「あ  
らかじめ出さなければだめだよ」「答弁できないなら  
提案する資格がないじゃないか」「そのとおり」と呼ぶ者あり)  
(その他発言する者多し)私はこの議案を提案するなというん  
じゃないんだよ。この議案を提案する前にはこのくらいの解  
明する必要があるだろうということを私は発言しているんだよ。  
するならやってくださいよ。(「休憩」「議長、休憩だ」  
「休憩して調整とれ」「休憩反対」「調整とれ、調整を」と呼  
ぶ者あり)

○議長(大下 博君) 本来なら手続き上は、発言は動  
議のような問題ですけども、特にここであんなに休憩しまし

けは出してある」と呼ぶ者あり)私はこの業者そのものの今の、  
また言うようですけども、議案そのもののだけの問題じゃなく  
てこれはすべての市政の問題であるという観点から発言してい  
るわけですから、だから委員会に付託されるなら、云々という  
なら私はこうやって今発言する必要はないですよ。以前の問題だ  
からこれを聞いておきたいということを発言しているわけでは  
ないから当然この議案を出すにはそういう問題が究明され  
なければならぬということ、こっからいうと、それは。私  
はそういうふう解釈する。だからこういう重大な問題を含ん  
でいるにもかかわらず、庁舎特別委員会ができたにもかかわら  
ず、庁舎特別委員会ができたにもかかわらず、当然委員会を開  
かなければならないという観点から、角度から委員会をすぐ  
開けと請求したにもかかわらず委員会を開いてないでしょう。  
委員会を開けばそういう問題が究明できるわけですよ。ところ  
がこういう重要な問題にもかかわらず委員会も開かなかったで  
しょう。だからこんな必要のない委員会ならやめちゃったらど  
うだ。(笑声)

○議長(大下 博君) ちょっと待ってください。日野  
議員さん、今の特別委員会は委員長が招集によってできるわけ  
ですよ。市が開くわけでもないし、議長が招集するわけでもな  
いんです。(「そんなことは知っているんだよ」と呼ぶ者あり)  
ですからおっしゃっている意味の御意見は十分私も分かります

てそれで市長と調整をしていきたいというふうに思います。

(「了解」「反対」と呼ぶ者あり)しかし非常に時間も切迫し  
ておりますので、おはかりいたします。議事の都合によりあら  
かじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異  
議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大下 博君) 御異議ないものと認めます。よ  
って会議時間の延長をすることに決定いたしました。  
暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大下 博君) 御異議ないものと認め、暫時休  
憩いたします。

午後五時三十分 休憩  
午後 九時二分 再開

○議長(大下 博君) 休憩前に引き続き会議を開きま  
す。長時間休憩をとりまして誠に申し訳ありません。

さきほど、日野議員の発言中庁舎建設特別委員会はやめよと  
いう主旨の発言がありました。この件については本人より取  
り消しの申出がありましたので取り消すことにご異議ありませんか。  
ご異議ないものと認め、取り消すことに決しました。

削除部分については議長に一任願います。

それではこれより議案第一〇一号、日野市庁舎防音改築工事



請負契約の締結、議案第一〇二号、日野市庁舎防音改築電気設備工事請負契約の締結、議案第一〇三号、日野市庁舎防音改築給排水衛生空気調和設備工事の請負契約の締結の件を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大下 博君) 御異議ないものと認め、一括議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

○市長(森田喜美男君) 庁舎防音改築工事関係、請負

議案、三議案についての提案理由の説明を申し上げます。

一〇一号につきましては日野市庁舎防音改築工事を施行しようとするものであります。十一月四日指名十社により競争入札を執行した結果、株式会社鴻池組が十二億八千八百円で落札いたしましたので該会社と請負契約を締結いたしたく本議案を提案するものであります。なお本工事の内容は前回提案した設計を一部変更したものであります。

その次、一〇二号についてであります。本議案は日野市庁舎防音改築電気設備工事を施行するものであります。九月一日指名十社により競争入札を執行した結果、日本電設工業株式会社が三億六千万円で落札いたしましたので該会社と請負契約を締結いたしたく、本議案を提案するものであります。

議案第一〇三号についてであります。本議案は日野市庁舎

防音改築給排水衛生空気調和設備工事を施行するものであります。九月一日指名十社により競争入札を執行した結果、富士電機製造株式会社が七億四千九百万円で落札いたしましたので、該会社と請負契約を締結いたしたく本議案を提案するものであります。それぞれにつきまして詳細については担当部長より説明いたします。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。さきほど休憩前の日野議員の御発言があったわけでありましたが、私どもの側といたしましても議会の方々にその後の経過につきましていろいろな方法によって御報告はしていたわけでありましたが、一部それらの不十分のために議会にも日野議員にも御迷惑をかけた面がございましたことを、私どもの非のある点も申し上げまして御了解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(大下 博君)

次に関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長(松村清栄君)

議案第一〇一号でござい

ますが、本工事は鉄筋コンクリート建てでござい。地下一階地上六階でござい。延面積は二、一九一・九〇平方メートルでござい。また外構工事といたしましては建物周囲の造成、地下外来用駐車場等でござい。前回発注範囲には植樹及び広場、園等の施設が含まれておりましたが、今回設計変更等をいたしましてこれを除外してござい。各階の施設の

おもな内容を説明いたしますと、地下一階には車庫、倉庫、書庫、機械、電気、ロッカーの各室。それから地上一階には事務室のほか、食堂、図書室、身障者用の便所、それから市民ホール。二階には事務室のほか、庁内印刷それから電話交換室、職員休憩室、職員組合室。三階には事務室。四階には市長室、助役室のほか、事務室。五階には各行政委員会の事務室のほか大小の会議室。六階には議場のほか正副議長室、全員協議会室、議員控室、委員会室二室、それから傍聴席、記者席、公害測定室等でございます。なおこの工事は三年の継続工事でございます。昭和五十年年度分は四三・六%、昭和五十一年年度分は四二・八%、昭和五十二年年度分は一三・六%の予定でございます。業者の指名にあたりましては庁舎建設に相当と思われる十社を指名委員会で選定いたしまして、入札の結果調書のとおりでござ

います。

議案第一〇二号の提案理由を説明いたします。本工事は新庁舎改築工事に伴う設備工事でございます。工事の内容は屋外電気設備それから受変電設備、非常電源設備、電灯動力幹線設備、動力設備、電灯コンセント設備、それから照明器具取り付け設備、電話配管設備、それから弱電設備、火災報知器設備、それから避雷針設備等の基礎工事でございます。それからエレベーターの工事については来年度別途発注する予定でございます。この工事についても三カ年の継続工事でございます。昭和五十

年度分は一一%、昭和五十一年年度分は四八%、昭和五十二年年度分は四一%の予定でございます。業者の指名にあたりましては適当と思われる十社を指名委員会が選定いたしました。入札の結果、調書のとおりでござい。

議案第一〇三号の説明をいたします。本工事は新庁舎の改築工事に伴う設備工事でございます。工事の内容は給排水衛生設備工事といたしまして給水設備、排水設備、ガス設備、それから汚水処理施設、それから給湯設備、衛生器具、消火栓設備、池循環ポンプ等でございます。それから空気調和設備工事といたしましては機械器具及び付属設備、ダクト設備、それから配管設備、換気設備、自動制御設備等でございます。この工事につきましても三カ年の継続工事といたしまして昭和五十年年度分は全体の二七%、五十一年年度分は七一%、昭和五十二年年度分は一二%でございます。業者の指名にあたりましては適当と思われる十社を指名委員会が選定いたしました。入札の結果、調書のとおりでござい。以上をもって説明を終わります。

○議長(大下 博君)

これより質疑に入ります。滝瀬敏朗君。

○二番(滝瀬敏朗君) 私どもといたしましては年中申し上げておりますように、この市庁舎建設につきましては反対の意思を表明してまいりました。御案内のように下水道の問題あるいは排水の問題、こういうものが整っていない、こういう



中で反対を続けてきたわけでありました。この今回の指名に關しましてこの前議會でも申し上げましたように、伺っていますか市長が指名委員会に入ってきたというふうなことを強く指摘をしてきたわけでありました。そういうふうなものが今回の指名に際しまして一つも考慮に入っていない、こういうことであります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）これはあとで総務委員会に付託になると思いますが、この点を十分総務委員会で御審議を願いたい、こういうふうな要望しておきます。

○議長（大下 博君）

それでは次に正国大治君。

○四番（正国大治君）

私、前回の総務委員会で傍聴させていただきました時に、吉富議員から都の建築の業者の資格ランクですか、これについて質問があったように記憶するんですけれども、これが都から発表されているかどうかという点に對して、答弁がそういうものはあり得ないというような答弁がございましたけれども、再度この点についてあるかどうかというところをお聞きしたいと思います。

○議長（大下 博君）

答弁。（「ないと言ったんだよ、

前回は「早くやれ」と呼ぶ者あり）ちょっと私のほうからお伺いするんですが、ランクというのは一、二、三、四ですか。

それともAクラスBクラス…。

○四番（正国大治君）

ですからAの一番、二番、三番と、そういうようなランク付けがないというような答弁だと、

私は記憶しておりますが、その点について。

○議長（大下 博君）

管財課長。

○管財課長（伊藤正吉君）

お答えいたします。東京都

では毎年各管内の建設業者の経営を審査しております。その結果をいろいろデーターを集めまして、一応東京都として扱って処理しておりますので、一応ランク付けのあれはあるように聞いておりますけれども、それは~~扱~~扱いにしてほしいという要望がございますので、そういうランク付けがございますけれども発表はさし控えていただきたいと思います。

○議長（大下 博君）

正国大治君。

○四番（正国大治君）

それではここでちょっとお聞きしたいんですけれども、もしそのランク付けがあるということでしたら、今回落札されました鴻池が都でどのぐらいのランク付けにされているのか、そして都関係の実績、それはどのくらいあるものか、建築関係について。その点についてお伺いいたします。

○議長（大下 博君）

管財課長。

○管財課長（伊藤正吉君）

一応はつきり申し上げられませんが、いづれも今回の指名に入りました業者の方に

つきましては二十五位以内に入っております、名十社の会社。それで第二点目の都関係の工事の件でございますけれども、私どものほうでも毎年、年度の末でございますが、大体二月から

三月にかけてまして各業者からやはり指名参加の通知をちょうだいするわけでございます。その際に一応主な工事の契約書を持ってこいということで契約書を審査いたしました業態カードで質問いたしました、審査したわけでございますが、その中で主なものとしたしまして一応都関係でも財務局発注の工事約十三億でございますが、官庁関係といたしましては四十六億の実績がございます。以上でございます。

○議長（大下 博君）

正国大治君。

○四番（正国大治君）

今、課長のほうから答弁いただいたんですけれども、私はこれは要望として、これから総務委員会に付託されるということですから要望としておきますけれども、この十社の中で都の業者ランクですか、何に所属するものか、そういうものの資料を提出していただきたい、そして十分その点について委員会で審議していただきたいと要望を付け加えまして終わります。

○議長（大下 博君）

それでは次に、杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君）

この問題は前回いろいろあったわけですが、聞くところによりますと今度の指名委員会については市長、収入役が参加されていないというふうに聞いております。もしその点が事実としたならば、前と様子が変わっておりますので、その辺の考え方をもしあれば、お伺いできればしておきたい、これはまた後で剣持さんからいろいろ質

問があるかと思えますから環境整備の問題については、さっき滝瀬議員からも出ておりますので、委員会として十分に、剣持君もいますので、この辺でやめておきます。その点だけ指名委員会の…。

○議長（大下 博君）

助役。

○助役（前川恒雄君）

今回の指名委員会には市長、収入役は加わっておりません。（「今までと同じだ」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君）

このまま委員会でもやってもらえばいいと思うんですけれども、どういうわけで今回は参加されなかったのか、できればここでお伺いしたいなと思います。もしそれ委員会でもやるということならばやるでいいですけれども、どうして参加しなかったかお答えいただければ…。（「圧力がかかったからよ」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

助役。

○助役（前川恒雄君）

前の時には特にこういう大きな問題でございまして、市長それから収入役に加わっていただきましたが、それにつきましてはいろいろ議會でも論議がございましたし、私どもとしましては一応規則では規定メンバー以外のメンバーを入れることはできませんけれども、規定のメンバーだけでやるということで今回はやったわけです。（「うそつ

いてんな」「同じだなあ」と呼ぶ者あり)

○議長(大下 博君)

よろしいですね。それでは三浦

重春君。(議場騒然)(発言する者多し)ちょっと傍聴者静かにして下さい。(「退場させろ、退場させろ」と呼ぶ者あり)ただいまの傍聴人については退場を命じます。一時中止します。

午後九時二十二分 中止

午後九時二十二分 再開

○議長(大下 博君)

再開します。三浦重春君。

○二十七番(三浦重春君)

私は日野市十二万五千名の市民の心といたしまして、ただいまから質問をいたします。

この庁舎は五十二年九月三十日完成ということになっておりまして、それまでもろもろの問題点があるものと推察いたしております。それについて一、二質問いたします。

まず排水のことについて心配がありますので、この庁舎の建築の浄化槽は排水基準はどのくらいになっているのか、この点を質問いたします。

次に、資本基準が三十億円以上という業者をまず絞って、それが三十三社あったというのを聞いておりますが、それを十二に絞り、さらに二件をはずして十件にしたということですが、三十三社から十二に絞ったその、いわゆる絞りの基準はどこにあるか、先般の否決されました大林組の時点では十分なる説明ができておりませんので、さらに追加して質問いた

します。三十三社から十二社に絞りたいきさつ、いわゆる絞りの基準、今回の十二社を十社にしたという絞りの基準、この点御説明願いたいと思います。

それから環境整備の問題で、総務委員会ですということですが、ちょっと気に掛かりますので具体的に申し上げます。一、三、二の道路をどのような具合に造っていくか、二、二、五の路線が現在まだ進捗しておりませんが、これが庁舎開設までで得るような状況になるのかどうか、さらには谷戸坂の所を造って神明上に通ずる道路、これも幹線道路に等しいものと思っておりますので、この点の道路が完成までは完全に得るかどうかが、一、三、二につきましては、市長が立候補いたしました時に何か公約のようなもので、これは市長がじかに言ったものではございませんが、市長のいろいろな応援、パンフレットを見ますと造るんだというふうにも書いてありますので、そういうことではっきりと造って住民の利便に供するというにすることかどうかが、その点加えまして御質問いたします。なお地区外排水の問題でございますが、二、二、十の問題が現在デトロップに乗り上げておると、さらには高速道路の測道を通ず排水路が末端に行きましてまだ十分ではない、特に昨日の雨に私、朝下のほうに行ってみたんですが、まだまだ前の都市計画部長の篠崎美雄さんのあたりから下流にかけてはだいぶ洪水あるいは氾濫のおそれのあるような河川状態になっているという

行政を携わる場所となった、その時に当初以来この地域にございまして、いわば地元ということでいろいろと連携も取り、便宜も得たようだという所でございますが、今回神明上のほうに行きますと、上るために坂道があり留守を守っている家庭の主婦あるいは、老人が印鑑証明を取りに行くにつけても、またその他のいろいろな戸籍謄本とか取りに行くにもたいへんな不便をこうむるようになりますので、現在の庁舎のところに支所を置くべきではないか、こういうふうな考えております。そのような幾つか申しましたがそういうことにつきまして、どのような対策をねり、どのような考えを持っていらっしゃるか、その点について御回答願いたいように思います。以上。

○議長(大下 博君)

市長答弁。

○市長(森田喜美男君)

このたび庁舎建設等進める段階に当りまして、前回はおわれわれの不測の事態のために否決されたという残念なことがございましたわけですが、今三浦議員から御質問のありましたことなどにつきましても、これまで十分何回もお答はしているつもりでございますが、重ねてお答えをしたいと思っております。

それで一つにはそういう庁舎を建てるということに伴ないましての道路交通関係あるいは、下排水問題あるいは、市民の従来の日野方面に対する行政上のいろいろな利便の問題、もちろん場所を変えることによっていろいろ問題も生ずるわけであり

ますから、それらにつきましては今御質問に出されましたように、昭和五十二年の八月が建て物の建ち上がる時であるから、市役所をあらに開設する時であるから、それまでに整うかどうか、というような御趣旨もあるわけでありまして。これまで申し上げてまいりましたとおり、これは日野市の非常に大きな事業でもございますし、合わせて日野市の交通あるいは、道路、下水、それから市民生活それぞれに一つの影響と変化もあるわけでありまして。できるだけ市民の御利便に支障のないようにあるいは、それらの条件整備につきましてもせいぜい努力はしたいと思っておりますけれども、（「言うのは簡単だよ」と呼ぶ者あり）建て物を建てるということ、それらを完成するということ、希望としましては地域別にでもやりたいと思っておりますが、（「できるのか」と呼ぶ者あり）今後それらの問題について十分努力してまいります、ということをお答えをいたします。（「空手形だ」と呼ぶ者あり）特に下排水の問題についてすでに着手しておりますとおり、この中央高速道路沿いの約一億円を投じましてバイパス排水路も造りました。それから今御指摘のありました。高速道路より下流のいわゆる根川部分につきましましては、重要河川という扱いをしていただくべく今都に対して努力しております。それが可能である。というふうに聞いております。そういう手だてを行ないまして、すでに現地の測量もいたしました。約その距離は一キロばかりございます

に向きます本格的な雨水排水を約五年間ぐらゐの用途のうちに完成させようということを取り組んでおります。そのことは見通しはあるというふうに思っています。よろしく御理解をお願いしたいと思っております。それからこの確かに神明上に庁舎が建ちます。あるいは都市計画が進捗するに伴いまして、民家も建ちます。その雨水、排水につきましましては今申し上げたこととなんです、下排水につきましても庁舎におきましては、これは簡易処理に近い処理を行ないまして、その流末は隣に來ますところの公園の植物園等にひとつ利用しようとするいは、庁舎の使用する水あるいは空調関係のそういった用水にも浄化を十分いたしまして、利用しようということしております。それは可能である、設計の中に入っておりますのであります。それから今、市内下水道を通しますまでに人口も増えますし、したがってその市内に存在します用水路等の汚れが目立ってわけでありまして、今用水は一年中なるべく多量の水を通水させよう、これは防火という意味も含めましてあるいは、水流が停滞をして汚濁しないようなことも合わせ考えまして、十二月の議会にはこの清流条例と言いましようか、そういう生活排水の浄化に関する条例を提案して、そして市民の皆さんの御理解をいただいで下水道を通すまでの表流水がなるべく汚れないように清流が取り戻されるようにということを目途に努力しておるところであります、三浦議員からそれぞれの御質問は将来をおもんば

が、測量結果に基づきまして、今後設計を行ないますし、つまり重要河川としての改修の対象にしていこう、こう考え方といましては、五十一年から三年ぐらゐでそういう工事を完了させようということを考えております。それから篠崎前部長の界限に若干ネックがございますが、これも先回の議会で御承認いただきましたとおり約一千万円投じましてあの部分の水路の改修工事をしようということを近々工事に入るわけでありまして、それから二、二、五あるいは二、二、十あるいは、一、三、二それらの交通関係の件であります、一、三、二につきましましては国道当局に庁舎を建てるということの話しを申し上げまして、地元の詳細を取り付けるようにということを言われておりますので、地元に対してもこれは必ずしも通過道路ということばかりでなくて生活道路ということを、そういう御理解をいただくことを今努力いたしております。それから二、二、五につきましましては話しがだいぶん進展をいたしましたので、本年度の内に測量が可能であるということまでいくふうに努力をいたしておるところであります。それから二、二、十につきましましては、これはかなり距離もございまして、都の予算の事情もございまして、本年度はつまり測量さしていただくということにつきましましての努力を進めております。なお仲田の区画整理等の関係も考えまして、是非御理解をいただきながら、二、二、十の道を通しまして、そしてこの道路敷に本管の東町方面から多摩川

かつての御質問でありますし、その御趣旨に対しましては十分決意をもって取り組みまして、そして市民の皆さんの不便がないように、そして御理解がいただけるようにということを精いっぱいやっていくだけでございます。

#### ○議長（大下 博君）

助役。

#### ○助役（前川恒雄君）

三浦議員の御質問の一点につき

ましてお答えいたします。三十三社から十二社にしりましたことにつきましては、資本金あるいは前年度の経営審査点数あるいは過去の工事高、あるいは職員数、特に建設業者と申しまして、土木に重点のある建設業者それから建築に重点のある建設業者とございますので、それらを勘案いたしまして選んだわけでございます。さらに十社にしりましたことにつきま

しては、大林組につきましましては、この前の議会におきまして、私も一応提案したわけでございますが、議会で否決されました。この議会の決定をやはり尊重すべきであるという考えから大林組ははずしたわけでございます。それから清水建設につきましては、東京都における指名停止保留処分を私どもはまず参考にしまして、それに準じた扱いをすべきであるという考えでございましたところ、清水建設が十月の十六日に内幸町の第一勧業銀行の内幸町支店におきまして事故がございまして、その結果、東京都におきまして指名保留処分になったということがござい

指名からはずしたわけでありす。浄化槽の基準につきまして  
は、建築課長から御説明いたします。

○議長（大下 博君） 建築課長。

○建築課長（平井 忠君） 浄化槽につきましては、一応活性汚泥で通常の二次処理から三次処理ということで水質を一応一〇ppm以下にするということで処理しております。対象人員、処理人員につきましては、庁舎のほうが千二百人、それから将来建設されます市民会館、これは六百名を見込んだ千八百人の処理ということでされております。

○二十七番（三浦重春君） 第一回の説明をいただいた

わけでございますが、大体にわたって説明はしてるようでございます。ただ何かばら色の説明ということで何か今までの状況から考えまして、はたしてその説明どおりにいってくれるんだろうかという若干の懸念があるわけで、再質問したいと思えます。まず第一にタイムリミットを開庁の時に置きまして、このいろいろと申し上げました一・三・二の問題、二・二・五、地区外排水の二・二・十、あるいは道路公園のところを通過している処理水、こういう問題につきまして、でき得るかどうか。それから庁舎建設にかかわる例えば高速道路の側道を通っております排水のところには、あれは暗渠という関係もあるでしょうが、昨日の雨あたりで見ますと、篠崎美雄さんのところまでいく間が一応かぶってるわけでございますが、そこまでに四力所、

ただきたい、かように考えるわけでございます。

なお、さきほど助役が何か三十億の資本基準から、その後はいろいろの基準によってしぼったということでございますが、何か土木を主体とするとか、建築を主体とするという業者を何かウエートをかけたとか何とか言っていました。土木を主体とした業者にウエートをかけたか、建築を主体にした業者にウエートをかけたか、その点をどちらにウエートをかけたか説明していただきたい、かように思います。なお、支所の点につきましては、何ら回答がありませんが、いずれにいたしましても、今まで得た利益というものがはずれまして、不利益になるというようなことになると、住民感情からしても非常に望ましいことではないということで、そういう関係から考えましても、十分その不便さの気持ちをなだめるといふ気持ちで具体的に支所を造るとかそういう方向づけをしない限り、やはり私も地元のエゴと言われるかもしれませんが、地元から出た議員といたしましては、御回答がないもので再度回答を要望いたします。

○議長（大下 博君） 助役。

○助役（前川恒雄君）

さきほどの私の答弁につきましての再質問にお答えいたします。これはもちろん建築を主とした業者にウエートをかけたわけでございます。（「議長」と呼ぶ者あり）

道路公園の道路ですね、道路に水が降り込むわけです。それが排出されて溝のように出ておりまして、その四力所のそばを通る時には、自動車で私通りしたので通れましたが、これは人間が歩いて傘をかぶって通ったならその道は通れないというふうなところがございます。この問題も公園がやるかどうか知りませんが、十分検討を加えて、合わせてそれらが必ず出て雪印のところへ氾濫していったり、あるいは万願寺の曲り角のところのたんぼの中へ入り込んだり、道路を越えてですね。道路を伝わりながら入り込んだり、そういうふうな状況があるわけで、これもやはりそっくり起きた鉄砲水とかそういう公園の、道路公園の雨水がそのまま下流へ流れ込んでいくということとで、こういう点も水害につながるということで、庁舎に関係なくもこれもまたなおさなきゃならないということで、もう昨日あたりがあるんですから、せっかくなおした道路、新設された排水溝もやはりそのままでだけでは用をなさないということがありますので技術的にどのような方法でその被害を食い止めるか、それも合わせてお聞きしたいと思うわけでございます。いずれにいたしましてもそういうものをからめまして開庁時にタイムリミットを合わせまして、具体性をもった説明をしていただきたい。どうしても今ここでできないというなら総務委員会に付託ということだそうでございますから、そこで十分なる解明を加えて、議員諸賢の納得のゆくような回答をしてい

○議長（大下 博君） 市長。

○市長（森田喜美男君）

市庁舎を建てるということ、は、全市的に日野市をよりよくするためにむろんやるわけでありますからして、さきほど言いますように排水の問題とか道路交通の問題、あるいは市民の利便の問題、いろいろありますから、それをこれまでとにかくすでにお話を何回もいろんな機会に申し上げておりますとおり、特に日政クラブからも御指摘をいただいておりますから、それらをこれまで十分取り組んでおるといふことで、進化したわけでございます。そういうふうにご理解をお願いしたいと思っております。それから新庁舎ができました時点で市役所が移転をするわけでありますが、この場所になるべく存続をして、建物としての市民的な利用には供したいと思っておりますし、それから地元に対する便利を低下させない措置も大切だと思っておりますので、考え方で検討をひとつすることをお答えいたします。

○議長（大下 博君） 三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

さきほど助役が建築を主としたということでございますが、十二社から十社になった業者の中で、元来、土木を主体とした業者がだいぶ入っているというふうに見受けられます。しかも三十三社から十社を引いた残りのもので建築を主体とした業者があるというふうに見受けられます。そういうことで、何か解明が十分ゆくような説明になら



ないというような感じがするわけで、その点はじゃ総務委員会のほうで、委員会で審議されればお分かりだと思いますので、そういう何といいますか、指数といいますが、例えば資本金、これはもう決まっておりますが、あと人数、従業員基準というんですか、あるいは官公庁実績基準とか、あるいは建築基準、建築業主体基準、いろいろの基準を決めて指数を取ったと思うならば、その指数につきまして総務委員会のほうで十分なる検討を加えていただいて、結果は委員長から事後報告していただく、こういうふうに要望しておきます。

支所の点につきましては、住民の利便を、いわゆる既得権で、すね、はっきりいうと既得権だと思ふんです。既得権を侵害することのないようにということで住民はそれを要望しております、それにつきまして市長のほうでそれに応えてやるということでございますので、でき得るならばさらに具体的に言っていただきたいわけでございますが、それはいずれにいたしましても、委員会のほうで検討していただきましてやっていただく、さらにつけ加えて環境整備、循環バス等につきましては下水道あるいは地区外排水、道路設置、そういうものを含めまして委員会の方で十分なる検討を加え、開庁の時には万遺漏のないという体制をとっていただくということの確認の中で審議をしていただきたい、かように要望になりますが、要望を加えて私の質問は終わります。

○議長（大下 博君）

剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

さきほど三浦議員が質問しま

した東部地域の治水対策、道路開発、公共施設の整備、バランスの問題については、日政クラブが一昨年から取り組んできたのでありますが、この庁舎建設の意思表示が具体的にいつて以来、この問題はさらにクローズアップしたので、この早期の実現について、機会をみることに、あるいは質問あるいは要望の形でやってまいりました。この問題について私は質問しようと思つたんですが、三浦議員から詳細な質問がありましたので、私はそれに続いてもう一つ二つばかりお尋ねをいたします。地方自治体がこの景気不況の余波を受けて市財政の減収が見込まれる。こういうことは、日野市だけが避けられる問題ではないと思います。こういう問題について三十億もの庁舎建設費を投資するということは、このいわゆる地域の整備、治水対策、道路開発のような問題、あるいは公共施設のような整備の問題については、いわゆる行政需要にこたえるための財源に支障をきたしはしないか、これはだれもが考えることでありますが特に東部地域からの情報を聞きますと、その心配が強いようであります。したがってこれに対して自信のあるほどがございますたらお示しをいただきたい。

三浦議員の質問、それは市民も心配してることありますしそれから私が今申し上げました景気不況に対するところの対策、

こういうようなものを合わせて、ある地域では庁舎建設は時期尚早であるという結論を出して、反対運動を市民運動に発展させて徹底的に闘おうという勢いがあるやに承っております。これはそれがいいとか悪いとかという問題でなく、この三十億になんなんとする庁舎建設に伴ういろんな問題を市民がまだ納得の域に達していないからだと思います。そうであるならばこの際市庁舎建設に踏み切る段階においてこれらも明らかにしなきゃならないと思いますので、この時期尚早という理由のもとに市民運動を展開しようという、この市民に対処する市長の態度、前に申し上げました財源に、いわゆる行政需要にこたえるための財源に支障はないか、この二つの問題についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（大下 博君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

この庁舎建設ということは、私が就任いたしましたすでに路線が敷かれてあり、どうしても取り組むべき時期にあるということを（「言いのがれだよ」と呼ぶ者あり）感じましたために、相当困難を伴う仕事ではありますけれども、そこまで進められておる路線を、これは今日を担当する市長として当然完遂をしなければならぬということを取り組んでおるわけであります。すでに用地につきましても、神明上区画整理の中で十年も前からそういう想定のもとで用地が用意をされてある。それから五年、六年前から庁舎建設の積

立金がなされてあり、それから対国、対防衛庁の関係におきまして補助金が獲得できることがすでに固まっております、それに伴ってまた起債等もある範囲が可能である、そういうことがすっかり準備をされておりますので、ここで停頓をさせるということ、これは私のまた一面には責任にもなると、つまり前々からの、前代、前々代からの市長のつくってこられたその路線に添って日野市将来百年のために遂行しようということでありますから、私が一人思いついたというようなことではございませんし、日野市民にはすでに昨年来、広報を通じてあるいは公聴会を通じて十分御説明もしてある、その中で別段大きい反対も出ることはなかったのであります。最近一部におきましてそういうふうな御意見も出ておりますので、それに対する対策は十分行なうということはいっそう決意を固くして取り組んでおるわけですから、何とぞひとつ今日まで進めておりますこの路線は、これは日野市民あるいは日野市議会の責任においてともに遂行しよう、こういうふうな決意で臨んでいたがたいと思ひます。財政のことにつきましても確かに苦しいと思ひますが、その苦しさをやはり積極的に乗り越えようということが決意の根底にわれわれとしては持っておるわけでありまして、一応今申しましたような財政面の裏付けというものは成り立っておりますというふうに御理解をいただきたい。詳細につきましては総務委員会なりあるいは担当者のほうで御説明をいたします。

○議長（大下 博君） 議長から特に傍聴者に申し上げますけれども、議事の進行中は静粛にしてくださいことを、協力をお願いいたします。それでは剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君） 市長が説明した市庁舎建設に踏み切るまでの経過はよく分かっていていますが、四年前から取り組んだといわれますけれども、四年前と今日では財政事情、国の景気が違っている。であるから市民がこれに対して行政需要に応えるための財源がこれで支障を来さないんだろかどうか、そういうことを心配しているわけですね。これが心配のないような対策が具体的にあるならば、それはいいわけですね。申し上げた市民運動も鳴りを静めるでありましょうし、市民も安心すると思われまいますので。時間の関係もありますし、すからそのへんは総務委員会で十分に審議をしていただくことを要望して質問を終わります。

○議長（大下 博君） これをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第一〇一号、日野市庁舎防音改築工事請負契約の締結、議案第一〇二号、日野市庁舎防音改築電気設備工事請負契約の締結、議案第一〇三号、日野市庁舎防音改築給排水衛生空調設備工事請負契約の締結の件は総務委員会に付託したいと思ひますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君） 御異議ないものと認めます。よって会期は十一月九日まで一日間延長することに決しました。暫時休憩いたしたいと思ひますが（「続行」「休憩」「議事進行」と呼ぶ者あり）米沢照男君。（「休憩の宣告のほうがあったじゃないか。何やってんだ議長は、はっきりしろよ。」と呼ぶ者あり）

○十四番（米沢照男君） 今、開会前に高橋議員からも一度委員会を開きなすような耳打ちがあったんですけど、少なくとも委員会ははっきりした結論を出し、委員長報告を待つばかりになっているわけです。委員会の結論に関連していろいろ意見あるなら委員長報告後に発言する場が当然あるわけですから、そういうルールにのっとった議会運営をやるべきだと思ふんです。私はここで休憩してまた委員会を開いてくれみたいな意見は、これは耳を貸すべきじゃないと、こういうふうに思ふんですがね。

○議長（大下 博君） 今の運営について申し上げます。どなたかそういうふうに再委員会というふうにおっしゃったかもしれませんが、議長としては再度委員会を開くということをおはかりいたします。十一月九日の会議は議事の都合により、特に午前零時に繰り上げて開くことにしたいと思ひますが、

（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
○議長（大下 博君） 御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。暫時休憩いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

○議長（大下 博君） 御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後十時二分 休憩  
午後十一時五十三分 再開  
休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大下 博君）

おはかりいたします。この際、会期の延長を日程に追加し、議題といたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
○議長（大下 博君） 御異議ないものと認めます。よってこの際、会期の延長を日程に追加し、議題とすることに決しました。

会期の延長を議題といたします。おはかりいたします。今期定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により会期を十一月九日まで一日間延長したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
○議長（大下 博君） 御異議ないものと認めます。よって十一月九日の会議時間は午前零時に繰り上げることと決定いたしました。本日の未了日程は明日の日程といたします。本日はこれをもって延会といたします。

午後十一時五十八分 延会

十一月九日 日曜日 (第二日)

昭和五十年  
第五回臨時會

日野市議會議錄

第三十九号

十一月九日日曜日(第二日)

出席議員(二十九名)

|     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 十六番 | 十五番 | 十四番 | 十三番 | 十二番 | 十一番 | 十番 | 九番 | 八番 | 七番 | 六番 | 五番 | 四番 | 三番 | 二番 |
| 秦   | 市   | 米   | 竹   | 石   | 劍   | 谷  | 林  | 黒  | 板  | 橘  | 鈴  | 正  | 奥  | 滝  |
|     | 川   | 沢   | 上   | 坂   | 持   |    |    | 川  | 垣  |    | 木  | 国  | 住  | 瀬  |
| 正   | 芳   | 照   | 武   | 勝   | 佐   | 栄  | 重  | 重  | 正  | 祐  | 美  | 大  | 芳  | 敏  |
| 一   | 太   | 男   | 俊   | 雄   | 吉   | 吉  | 義  | 憲  | 男  | 子  | 奈  | 治  | 雄  | 朗  |
| 君   | 君   | 君   | 君   | 君   | 君   | 君  | 君  | 君  | 君  | 君  | 君  | 君  | 君  | 君  |

|     |      |      |      |      |      |      |      |      |      |     |     |     |     |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|
| 三十番 | 二十九番 | 二十八番 | 二十七番 | 二十六番 | 二十五番 | 二十四番 | 二十三番 | 二十二番 | 二十一番 | 二十番 | 十九番 | 十八番 | 十七番 |
| 名   | 島    | 飯    | 三    | 吉    | 日    | 一    | 本    | 大    | 大    | 佐   | 高   | 杉   | 清   |
| 古   | 村    | 山    | 浦    | 富    | 野    | ノ    | 間    | 下    | 柄    | 々   | 橋   | 山   | 水   |
| 史   | 孝    |      | 重    | 繁    | 源    |      |      |      |      | 昭   | 通   | 寅   | 芳   |
| 郎   | 志    | 茂    | 春    | 枝    | 作    | 隆    | 久    | 博    | 保    | 雄   | 夫   | 郎   | 雄   |
| 君   | 君    | 君    | 君    | 君    | 君    | 君    | 君    | 君    | 君    | 君   | 君   | 君   | 君   |



欠席議員（一名）

一番 滝 瀬 政 吉 君

説明のため会議に出席した者の職氏名

|        |      |     |
|--------|------|-----|
| 市長     | 森 田  | 喜美男 |
| 助役     | 前 川  | 恒 雄 |
| 収入役    | 杉 本  | 好次郎 |
| 企画財政部長 | 加 藤  | 一 男 |
| 総務部長   | 松 村  | 清 栄 |
| 市民部長   | 森 久保 | 三 次 |

会議に出席した議事事務局職員の職氏名

|    |     |     |
|----|-----|-----|
| 局長 | 中 村 | 亮 助 |
| 書記 | 朝 倉 | 敏 夫 |
| 書記 | 鈴 木 | 晴 彦 |
| 書記 | 荒 井 | 一 雄 |

|        |     |     |
|--------|-----|-----|
| 生活環境部長 | 加 藤 | 一 郎 |
| 建設部長   | 田 倉 | 高 光 |
| 都市整備部長 | 中 島 | 武 男 |
| 福祉部長   | 赤 松 | 行 雄 |
| 水道部長   | 成 井 | 正 夫 |
| 教育長    | 倉 又 | 秀 作 |

|    |     |      |
|----|-----|------|
| 書記 | 樫 村 | 正 男  |
| 書記 | 川 上 | 輝 子  |
| 書記 | 安 原 | 清 美  |
| 書記 | 小 松 | 恵 美子 |

議 事 日 程

昭和五十年十一月九日（日）  
午前零時開議

- 一、議案第一〇一号 日野市庁舎防音改築工事請負契約の締結について
- 二、議案第一〇二号 日野市庁舎防音改築電気設備工事請負契約の締結について
- 三、議案第一〇三号 日野市庁舎防音改築給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件  
日程第一から第三まで

午前二時二十三分 開議

○議長（大下 博君）

今日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十九名であります。

これより議案第一〇一号、日野市庁舎防音改築工事請負契約の締結、議案第一〇二号、日野市庁舎防音改築電気設備工事請負契約の締結、議案第一〇三号、日野市庁舎防音改築給排水衛生空調設備工事請負契約の締結の件を一括議題といたしましたと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認め、一括議題といたします。総務委員長の報告を求めます。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（米沢照男君）

総務委員会の御報告

をいたします。昨晚十時二十分から約一時間にわたって行なわれました総務委員会での審査のおもな内容について御報告をいたします。まず九月に提案された際、指名業者は十二社でありましたけれども、今回の業者の指名は二社を除外して十社の指名で入札が行なわれたと、この理由についてまず疑義が出されました。これに対して理事者側から二社を除外した理由として、まず大林組については前回の議会で否決をされている、この議会の決定を尊重する立場から指名からはずしたということであり、それから清水建設については東京都の指名が保留に

なっているということからはずしたということで、この二社を除外したということであり、過去における業者の欠陥工事についてあるいは事故を起こした業者が指名をされ、入札に参加していることに疑問が提起されました。これについては東京都がこれらの業者に対してどういう処置をしたのか、この点を調査したうえですけれども、東京都としては過去に工事上の欠陥あるいは事故を起こした、こうした業者に対して特に具体的な処置はとっていないということからこの欠陥工事あるいは事故を起こした業者の扱いについては東京都の判断に倣ったと、こういう説明がされております。

さらに本会議で問題提起がありました財政問題、あるいは環境整備の問題、さらには東京都の資格のランク付けがどうなっているか、こういった質問が出され、委員会での説明が求められていたわけですけれども、まず東京都の資格のランク付けでありますけれども、市当局としては東京都からこのランク付けの資料を受け取っているようですけれども、これは部外秘扱いにしてもらいたいという条件付きで受け取った資料でありますので公表は差し控えたいと、こういう答弁でありました。財政問題については議会の場で指摘がありました。特に財政的に今後の見通しはどうなのかという点の疑義でありますけれども、これについては自治省の起債の許可基準、これが公債比率で市町村の場合二〇％まで許可するという一つの基準があるそうです

けれども、この二〇〇の許可基準に照らして日野市の場合どうかといいますが、五十年では七・八、五十一年度では八・七が見込まれているということで、国のほうの起債に対する許可基準条件から照らしてみれば、財政的にはそう指摘されるほどの心配はないであろう、こういう答弁がされております。さらに今回の市庁舎の総事業費は二十四億六千六百八十五万六千円、この内訳として国庫補助が四億七千八百二十七万四千円、起債が十億四千二百五十一万四千円、積立金が五億円、一般財源から四億四千六百八十八万八千円がそれぞれ予定されている、こういう内容の説明がされております。委員会の審議の中でこれまでも再三議会の場で問題提起なり、疑義が出されていた点として環境整備、条件整備の問題があります。委員会の中でもこうした排水の問題、あるいは道路網の問題、市内循環バスなどの交通網の問題などが今後の見通しとしてどうなのかと、こういった質疑もされ、またこうした諸条件の整備を合わせてやっていくべきだと、こういう強い意見が出ておりました。これはこれまでも予算審議を通じて議会で予算委員会の付帯意見としても出ておりますし、あるいは市庁舎建設委員会でも過去に同じような意見が付けられてきておりました。この点については委員会としては委員長報告の中でこれを指摘するということと採決をいたしました。六対一で原案がそれぞれ可決をされております。よろしく御審議をお願いいたします。

きます。

○議長（大下 博君）

それでは次に、杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君）

ただいま総務委員長から総務委員会の審査報告がされたわけでありますが、私たち日政クラブといたしましては、この庁舎問題については、当初からやはり道路網あるいは、排水の問題、それから交通の問題等々につきましても条件整備については重大な関心を持つておりますし、当然市民の側に立つて、当然考えられるべき問題だろうということ、われわれはたえず機会あるごとに主張し、この実現の要望をしてきたわけでございますけれども、ただいま総務委員長の報告の中では、口頭でというふうな話もありましたので、私たち日政クラブといたしましては口頭でなくやはり文書による付帯意見としては是非皆さんにお認めいただきたいと思っております。幾つか項目を申し上げますので議長の方からよろしくお取り計らいをいただきたいと思っております。項目を申し上げますので議長の方からよろしくお取りなさいと思います。

まず付帯意見の一つといたしましては一・三・二、二・二・五道路の貫通及び谷戸坂道路を拡幅整備することが一つでございます。二つ目といたしまして、東町の二・二・十道路に布設する地区外下水路を整備すること。三つ目、高速道路側道を通ずる下排水路を最後まで整備し、東部地区の被害を解消すること。四つ目といたしまして、新庁舎に通ずる循環バスの運

○議長（大下 博君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本三件について御意見があれば承ります。正国大治君。

○四番（正国大治君）

自由民主党議員を代表しまして、意見を述べさせていただきます。

自由民主党といたしましては、この庁舎建設に対しては終始一貫しまして反対をしてきたわけでございますけれども、その理由といたしましては、今回総務委員会でも、本会議でも問題になりました排水の問題、それから道路整備の問題、それに伴う交通の問題、これらの問題が市長、理事者側の答弁によりましてできるんだ、というような答弁がございましたけれども、自由民主党といたしましては、これらの問題が解決できないという推測にたつております。それからもう一点目といたしましては、今地方財政危機という問題が盛んに述べられておりますし、また日野市におきましても財政の逼迫ということは事実でございます。そのような時点でこのような三十億の巨額なお金を掛けまして庁舎を建てるということは時期尚早である。このような考えでございます。そうして今回の業社指名に当りまして前回指摘されましたような、市長が指名委員会に参加していた、こういう事実は今回の総務委員会でも何ら解明されることがなかった、そのような何かはつきりしない指名委員会のあり方に対して私たちは、この議案に対して反対をさせていただきます。

行を実現すること。五つ目といたしまして、現庁舎跡に支所を置くこと。六つ目七生支所及び南部集会施設を整備すること。以上六項目については新庁舎開庁時までに完成すべく努力されたい。こういう内容でございますけれども、さきほど申し上げましたとおり、私たちはこうした庁舎建設に伴い条件整備の非常に重要な問題でございますので、あえて文書にして付帯意見として、この一〇一、一〇二、一〇三号については認定したい、そういうふうに考えておりますので、議長の方からよろしくひとつ取りなさいいただきたいと思っております。

○議長（大下 博君）

ただいま二名から意見がそれぞれ出されたわけでありますが、今、杉山寅三郎君からの発言について、意見を取り計らっていただきたいという要望がありますので、これについて一応皆さんにおはかりしたいというふうに議長としては今の付帯意見を付けるということについて取り上げていきたいというふうに思いますけれども、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認めます。

ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本三件について採決いたします。本三件は委員長報告に今、杉山寅三郎君から出された付帯意見を付して原案可決

であります。本三件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(大下 博君)

挙手多数であります。よつて

議案第一〇一号、日野市庁舎防音改築工事請負契約の締結について、議案第一〇二号、日野市庁舎防音改築電気設備工事請負契約の締結について、議案第一〇三号、日野市庁舎防音改築給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。本日の日程はすべて終わりました。これをもって昭和五十年第五回日野市議会臨時会を閉会いたします。

午前二時四十分 閉会

右、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和五十年 月 日

日野市議会議長 大 下 博

署 名 議 員 名 古 屋 史 郎

署 名 議 員 奥 住 芳 雄



THE UNIVERSITY OF CHICAGO LIBRARY

1911

THE UNIVERSITY OF CHICAGO LIBRARY

THE UNIVERSITY OF CHICAGO LIBRARY

THE UNIVERSITY OF CHICAGO LIBRARY





1208710

日野市立図書館 81-7354